弘前圏域8市町村国土強靱化地域計画

起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策(全文)

平川市

1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ

1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

現在の取組・施策	脆弱性評価
【住宅・病院・学校等の耐震化】	
〈住宅の耐震化〉 住民に対し、住宅の耐震診断及び耐震改修の必要性等についての普及・啓発を行うとともに、県と連携を図りながら、昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震化の促進に取り組んでいる。	平成 27 年時点の平川市の住宅の耐震化率は 54.5%と低く、依然、耐震化が行われていない住宅があるとともに、積雪期における地震による被害リスクが大きいことから、耐震化を一層促進する必要がある。
〈大規模建築物の耐震化〉 不特定多数の者が利用する大規模建築物等の地震に対する安全性を向上させることにより、建物の倒壊等による利用者等への被害拡大を防ぐため、県と連携を図りながら、耐震診断が義務化された民間所有の大規模建築物の耐震化の促進に取り組んでいる。	平成 27 年時点の平川市の大規模建築物等の耐震化率は 89.3% であり、依然、耐震化が行われていない建築物があることから、耐震化を一層促進する必要がある。
	令和2年3月現在、公営住宅は建築後40年以上経過しているため、計画的かつ効率的に公営住宅の老朽化対策を推進する必要がある。
<病院施設の耐震化> 災害発生時の医療機能確保のため、平川診療所をはじめとした各診療所の耐震化を推進している。	平川診療所は、平成26年4月に移転新築しており、耐震基準を十分に満たしている。葛川診療所、碇ヶ関診療所については、耐震基準は満たしているものの、施設経年による老朽化もあり、今後定期的に補修を行う必要がある。
<社会福祉施設等の耐震化> 災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉施設、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。	耐震化が図られていない社会福祉施設等があることから、引き 続き耐震化を推進する必要がある。
	公立学校施設の耐震化率は100%となっているが、経年劣化により外壁等の損耗がある施設が見られることから、老朽化対策が必要である。
く建築物等からの二次災害防止対策> 余震等による建築物の倒壊等や、被災した宅地からの二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成に努めている。	円滑に建築物や宅地の判定活動を実施するための具体的な手順等が定められていないことから、具体的な判定実施マニュアルを作成するとともに、判定コーディネーターの育成を図る必要がある。

地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生を防ぐため、建築物等の耐震化や老朽化対策 を推進するとともに、住民の避難場所の確保や防災意識の醸成、救助活動を実施する消防力の向上等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
0	住宅の耐震化を一層促進するため、引続き県と連携を図りながら、木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助等を実施する。また、引き続き、市民が耐震化に関する相談や情報提供が受けられる体制を整えるとともに、普及・啓発を行い、住民の防災意識の醸成につながる取組を推進する。	県市	住宅の耐震化率 54.5%【H27】 →95%【R7】
	大規模建築物等の耐震化を一層促進するため、県などと連携を 図りながら、大規模建築物の耐震診断・耐震改修の補助等を実施 する。また、様々な機会を通じて、耐震診断・耐震改修の必要性 について普及啓発を図る。	県市	特定建築物等の耐震化率 89.3%【H27】 →95%【R7】
0	国の社会資本整備総合交付金等を活用し、計画的かつ効率的に 公営住宅の長寿命化に資する予防保全的な管理や改善を計画的 に推進する。	県 市	
	現状においては、倒壊する危険性の高い部分はなく、当面は現 状を保持する。	市	
	社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き国の交付金等を活用し、耐震改修や改築の実施を促進する。	県 市 社会福祉法人等	
0	利用者の安全確保及び避難場所としての防災機能の強化を図るため、引き続き、県などと連携しながら、国の交付金等を活用した大規模改修や建て替えなどを実施する。	市	市立小中学校の耐震化率 100%【R 1】
	円滑に建築物や宅地の危険度の判定活動を実施するため、判定コ ーディネーター育成について県と連携を図る。	県 市	

1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ

1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

	☆ 八中川に回j女町・ 主八/なが/音/と/Xはよりフヘノンチック	
現在の取組・施策	脆弱性評価	
マブロック塀等の安全対策> 市が管理する施設、学校施設、社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検等を実施している。その結果、安全性に問題のある施設について、学校施設ではブロック塀等の撤去や改修を進めているほか、社会福祉施設等に対しては安全対策を働きかけている。また、通学路や避難路等に所在するブロック塀等の所有者等に向けて、安全確認等について注意喚起するとともに、市に相談窓口を設置し、住民等からの相談に対応している。さらに、県と連携を図りながら、ブロック塀等の耐震化の促進に取り組んでいる。	公立施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設等について、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める必要がある。また、通学路や避難路等に所在するブロック塀等の安全確認等について注意喚起し、耐震化を一層促進する必要がある。	
<学校施設等の非構造部材の耐震化> 児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難所としての役割を果たす学校施設等の安全性の向上を図るため、施設の非構造部材の耐震化を推進している。	学校職員が実施してきた従来の点検に加え、文部科学省通知等 に基づき、一級建築士又は二級建築士といった有資格者による専 門的・技術的な点検を実施する必要がある。	
〈文化財の防災対策の推進〉 地震発生時の倒壊等により人的被害が発生するおそれがある 文化財(建造物等)を災害から守り、利用者の安全を確保する ため、文化財の防災設備の整備充実を推進している。	文化財建造物は火災に弱く、耐震性が十分でない可能性があることから、文化財パトロールの実施などにより、必要となる耐震対策や防火設備の強化を図る必要がある。	
公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策		
	公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新・統廃合や耐震化・老朽化対策などを計画的に行う必要がある。	
〈市町村庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策〉 災害発生時に防災拠点となる市庁舎、消防本部・消防署の耐震 化を促進している。また、耐震化基準に満たなかった平川消防 署碇ヶ関分署について、令和2年7月に移転新築し対応してい る。	災害対策本部が設置される市役所本庁舎については、施設の老朽化が進んでおり、耐震性と機能性において問題が生じているため、庁舎の耐震化・長寿命化が必要である。また、消防本部、消防署の耐震化についても弘前地区消防事務組合と連携し対応していく必要がある。	
<ため池施設の耐震化・老朽化対策> ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防止するため、ため池の耐震性能等に関する調査結果を基に、県と連携して対策を実施している。	県が行っている、ため池の詳細調査の結果を基に、優先順位を 定め計画的に耐震化・老朽化対策に取り組む必要がある。	
【市街地の防災対策】		
<都市公園における防災対策> 災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園の整備について検討している。	災害発生時に避難場所等として活用される都市公園では、緊急時 に使用可能なように防災機能を向上させた施設の整備を検討する 必要がある。。	

地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生を防ぐため、建築物等の耐震化や老朽化対策 を推進するとともに、住民の避難場所の確保や防災意識の醸成、救助活動を実施する消防力の向上等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	ブロック塀等の安全点検等において問題が認められた学校施設に対して安全対策工事等を実施するほか、社会福祉施設等のブロック塀等で問題の認められる施設に対し安全対策を促すなどブロック塀等の安全対策を引続き進める。また、ブロック塀等の耐震化を一層促進するため、引続き県と連携を図りながら、ブロック塀等の耐震改修等の補助等を実施する。	県市	
	利用者の安全確保及び避難所としての防災機能の強化を図る ため、公立学校においては有資格者による点検を検討する。また、 点検の結果、非構造部材の耐震化が図られていない場合は、耐震 対策工事等の実施を検討するなど、耐震化を進めていく。	市	市立小中学校施設の非構造部材の 耐震化率 100%【R1】
	県と連携し、文化財パトロールの実施や文化財調査等により、 文化財の保存管理状況の把握に努め、文化財所有者等が実施する 耐震対策や防災設備の整備を支援する。	県市	
	全ての分野の個別施設計画等の策定を進めるとともに、ライフ サイクルコストの低減等に留意し、計画的に耐震化・長寿命化を 推進する。	市	
	免震構造による災害時の安全性に配慮するだけでなく、建物自体を長寿命化し、将来の更新を見据えたフレキシビリティのある庁舎を建設する。	市 消防本部	新庁舎令和4年秋開庁予定
0	「青森県ため池の安全・安心力アップ中期プラン」に基づき、 県と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、ため池の耐震化・ 老朽化対策を促進する。	県 市	
	国の交付金等を活用し、耐震性貯水槽の整備など都市公園の防 災対策を検討する。また、停電時でも可搬式非常用発電機を接続 することで使用可能となる公衆トイレの整備を実施する。	県 市	

1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ

1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

現在の取組・施策	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】	
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、 機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
<市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市管理の農道・林道の安全性等を確保するため、市による定期的な点検診断等を実施している。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】	
く鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備> 災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、鉄道事業者と情報共有を図るとともに、鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対し、県では補助を行っている。	災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保 のため、引き続き、鉄道事業者との情報共有を図るほか、鉄道事 業者が行う安全性の向上に資する施設整備等を促進していく必要 がある。
【空き家対策】	
〈空き家対策〉 空き家条例の制定や空き家対策計画を策定し、空き家の予防から利活用、適正管理、除却まで総合的な取り組みを展開している。 地震や雪害による空き家の倒壊等を防止するため、危険な空き家の把握に努め、定期的なパトロールの実施や所有者への条例に基づいた指導・助言を行い、空き家の解体や適正管理、利活用等を推進している。	大規模災害発生時における空き家の倒壊による避難路の閉塞や 火災発生などを未然に防止するため、倒壊のおそれ等がある危険な 空き家(特定空家)の解体を促すとともに、活用が可能な空き家の適 正管理や利活用等をより一層推進し、危険な空き家の発生予防に努 める必要がある。
【防火対策・消防力強化】	
<防火対策> 防火意識を啓発するため、毎年春と秋に消防本部において火災予防運動を実施しているほか、住宅火災による被害軽減のため、各地区の幼少年婦人(女性)防火クラブにおいて住宅用火災警報器の普及活動を実施している。	火災件数及び火災による死者数を減少させるため、引き続き、防 火意識の啓発及び住宅用火災警報器の普及を図る必要がある。

地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生を防ぐため、建築物等の耐震化や老朽化対策 を推進するとともに、住民の避難場所の確保や防災意識の醸成、救助活動を実施する消防力の向上等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路 や救援物資の輸送路の確保を図るため、道路整備や危険箇所対策 等、機能強化と老朽化対策を実施する。	国県市	
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、道路 整備や危険箇所対策等、機能強化と老朽化対策を実施する。	市	
	市管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等を実施する。	市	
0	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう、鉄道事業者 と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、国の補助制度等を 活用し鉄道事業者が行う施設の安全対策等の取組を促進してい く。	県市	
	倒壊のおそれ等がある危険な空き家の発生予防から利活用、適正管理、除却などを推進していくため、引き続き、弘前圏域8市町村連携による空き家・空き地バンクの運営、管理不全となっている空き家への緊急安全措置の実施、老朽化し危険な空き家の除却に対する補助金制度等、総合的な取り組みを実施していく。	市	
	防火意識の啓発及び住宅火災による被害軽減を図るため、引き 続き消防本部において火災予防運動を実施するほか、各地区の幼 少年婦人(女性)防火クラブにおいて、住宅用火災警報器の普及 活動を実施する。	市消防本部	

1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ

1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

	※人命に直接的・重大な影響を及はすりスクシナリオ		
現在の取組・施策	脆弱性評価		
く消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備 指針」に基づき地域の実情を踏まえ消防体制(施設・人員)の 整備を進めている。また、当消防本部の消防力では対応できな い大規模災害等に対応するため、県内消防の相互応援体制及び 県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。		
<消防団の充実> 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、市内のイベントなどで、消防団活動の理解と入団促進を図るための広報活動を実施しているほか、消防団協力事業所表示制度の導入、機能別消防団の導入を実施している。	近年、消防団員は年々減少しており、令和2年4月1日現在で662人となっていることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。また、引き続き、消防団員の処遇改善を検討していくとともに、消防本部と連携体制の構築及び強化を図り、地域防災力を向上させる必要がある。		
<防災ヘリコプター等の活動の確保> 消防本部は、災害発生時に防災ヘリコプター等が、被災地周辺に離着陸できるように、場外離着陸場を指定している。	現在の場外離着陸場の管理はもとより、必要に応じて新たな離 着陸場の検討、申請が必要である。		
【避難場所の指定・確保】			
〈指定緊急避難場所及び指定避難所の指定〉 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図っている。	令和2年4月現在、指定緊急避難場所として104箇所、指定 避難所として105箇所設定しているが、大規模災害時における 住民の避難場所を確保するため、指定避難所や指定緊急避難場所 の指定を進めていく必要がある。		
<福祉避難所の指定・協定締結> 一般の避難所では避難生活に支障が生じる方に適切なケアを 行う体制が整っている福祉避難所を確保するため、協定締結・ 指定などを行っている。	福祉避難所への誘導する人材の確保・育成が急務となっている。		
⟨防災公共の推進⟩ 災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフトー体となった、本県独自の取り組みである「防災公共」を推進している。市でも「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立する恐れのある集落や避難経路、避難場所を把握している。	災害時発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実に行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証する必要がある。		
く福祉施設・学校施設等の安全対策> 災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進するとともに、施設の安全性の確保についても推進、指導していく。	災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。また、施設の安全性の確保についても推進、指導していく必要がある。		

地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生を防ぐため、建築物等の耐震化や老朽化対策を推進するとともに、住民の避難場所の確保や防災意識の醸成、救助活動を実施する消防力の向上等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施するほか、近年発生した事案の教訓を踏まえた対応を検討する。	県 市 消防本部	
	引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を 進める。また、県や消防本部とも連携しながら、効果的な手法の 検討と広報活動や訓練等を実施する。	県 市 消防本部	【現状】660 人 【目標】680 人
	既存の場外離着陸場については、引き続き、定期的に現況調査 を実施する。場外離着陸場の追加申請等がある場合は、県と連携 し、迅速に手続きを実施する。	県 市 消防本部	
	引き続き、指定避難所及び指定緊急避難所の指定を進める。	市	
	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、 社会福祉施設を運営する法人との連携を強化するとともに、人材 の確保、育成にも取り組んでいく。	市	福祉避難所 4 1 箇所 最大収容人数 4 7 3 人
	引き続き、県と連携を図りながら「防災公共推進計画」に位置づけられた危険個所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。	県市	
	避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関連部署、民間団体等と連携し、適切な研修を実施するなど、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	県 市	

1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ

1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

	次人即に直接的・里人な影響を及ぼすりスクシナリカ
現在の取組・施策	脆弱性評価
【避難行動支援】	
<避難行動要支援者名簿の作成> 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援する ため、避難行動要支援者名簿を作成している。	名簿の更新等を定期的に実施し、精度を高めていく必要がある。
〈避難行動要支援者名簿の活用〉 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動支援に活用することとしている。	各種個人情報が関係することから、名簿の更新、取扱いなどに注意が必要であり、そのうえで名簿の充実を図る必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】 <自主防災組織の設立・活性化支援>	
災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動が できるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を 実施し、自主防災組織の設立を促進している。	災害発生時の公助による救助・救急活動の絶対的人員不足の際、各地域において地域住民が救助・救急活動を行う自主防災組織活動力バー率は95%(R2.4)であり、さらに自主防災組織を設立させる必要がある。
<防災意識の啓発> 地域住民の防災意識を高めるため、災害等への備えや避難勧 告等が発令された場合の避難について、講座・講演等を通じて 啓発を行っている。	早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けて、より一層の取組を実施していく必要がある。
<防災訓練の推進> 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における 安全かつ迅速な対応が可能となるよう、総合防災訓練や避難所 設置、運営訓練を実施している。	近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練や感染症対策にも配慮した避難所設置運営訓練を継続していくとともに、各自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。
<地区防災計画策定の推進> コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な 主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民で組織する自 主防災組織に対し防災計画の策定を推進している。	大規模災害時において、行政等と連携した自助・共助による災害 対策により、地区防災計画制度の普及啓発等により、住民の自発的 な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生を防ぐため、建築物等の耐震化や老朽化対策 を推進するとともに、住民の避難場所の確保や防災意識の醸成、救助活動を実施する消防力の向上等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	大規模災害発生時に活用できるよう、名簿の更新や活用方法な ど検討していく。	市	名簿登載件数 928 件 (令和 2 年 11 月末時点)
	大規模災害発生時に活用できるよう、名簿の更新を実施し、名 簿管理における個人情報に関する注意喚起等を定期的に実施す る。	市	名簿提供先 ①弘前地区消防事務組合 ②黒石警察署 ③民生委員、児童委員 ④自主防災組織(無い場合は町会) ⑤消防団 ⑥平川市社会福祉協議会 ⑦市関係課
	自主防災組織の設立促進と、活動の活発化に向けて、リーダー 研修会や防災啓発研修等の取組を実施する。	市	自主防災組織数51団体 割合95%【R2】 →100%【R 4】
	各種講演会などを活用し、市民に対する防災意識の啓発を図る とともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な 普及啓発の在り方を検討する。	市	
	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施する とともに、各自主防災組織の避難訓練等の支援を行う。	市自主防災組織	自主防災組織 防災訓練実施率 7.8%【R2】 →100%【R7】
	現状は自主防災組織による防災計画により、地区防災計画の目 的を達成している。今後も訓練の実施等について普及啓発を続け る。	市	

1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ

1-2 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

現在の取組・施策	脆弱性評価
【市街地の浸水対策】	
<市街地の浸水対策> 洪水災害に対する安全度の向上を図るため、排水路の整備・ 改修等の整備を推進している。	計画規模降雨による氾濫から浸水被害を防ぐため、排水路の整備・改修等の対策を進める必要がある。
【河川施設等の防災対策】	
<河川関連施設の老朽化対策> 地震等による河川関連施設の損傷等を防止するため、老朽化 対策を推進している。	護岸等の河川関連施設の状況を適切に把握するとともに、計画 的に老朽化対策を実施していく必要がある。
< 内水危険箇所の被害防止対策> 内水による浸水被害の発生防止と被害軽減を図るため、浸水 対策等の整備に向けて取り組んでいる。	内水による家屋の浸水被害を解消に向けて取組を促進する必要がある。
<農業用ため池の防災対策> 将来にわたる農業用防災ダム・ため池の機能発揮に向けて、 市町村及び土地改良区等が管理している農業用ため池について 県と連携して長寿命化計画の策定が進むよう、技術的な支援を 実施している。	県管理の農業用防災ダムについては、老朽化が進行していることから、県が計画的に点検・診断を実施し、長寿命化計画を策定する。 市町村及び土地改良区等が管理する農業用ため池については、市町村及び土地改良区が長寿命化計画の策定を行う。
<農業水利施設の防災対策・老朽化対策> 集中豪雨等による災害の未然防止と被害の最小化を図るため、頭首工等の河川工作物や農業用排水路の機能保全に向け、 老朽化対策等を実施している。	老朽化等により本来の機能が失われた河川工作物や、自然的・社会的条件変化により脆弱化した農業用排水路等があることから、近年のゲリラ豪雨等の増加も踏まえ、必要な老朽化対策等を推進していく必要がある。
【警戒避難体制の整備】	
<決水八ザードマップの作成> 洪水発生に際し、住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、国・県が指定・公表している洪水予報河川及び水位周知河川の浸水想定区域図を活用し、平川市洪水八ザードマップを作成・配布・公表している。	水防法改正に対応した洪水八ザードマップを令和2年8月に作 成済み。
<内水八ザードマップの作成> 市中心部での内水による浸水が発生しないよう、側溝整備を行うとともに、六羽川土地改良区と連携し、水門操作による減災に努めている。	内水による浸水発生に際し、住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、浸水情報や避難に関する情報を提供し、理解促進を図る必要がある。
<避難勧告等発令の支援> 洪水発生に際し、周辺地域住民が迅速な避難を行えるよう、 国・県より水位到達情報等を受ける体制を整備している。	連携体制を整え、水位到達情報等の情報共有を適切に行う必要がある。

広域的かつ長期的な市街地等の浸水や河川の大規模氾濫による被害の発生を防ぐため、河川・ダム施設等の防災対策を 推進するとともに、警戒・避難体制の整備や住民の避難場所の確保、救助活動を実施する消防力の向上等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
0	浸水被害に対する安全度の向上を図るため、引き続き、計画的かつ効率的に排水路改修等を推進する。	市	
	護岸等の河川関連施設について、現状を適切に把握するととも に、計画的な老朽化対策を国・県に要望する。	国県市	
	雨水管渠等を整備する。	市	
0	農業用ため池については、計画的に点検・診断を実施の上、長寿命化計画を策定し、県と連携しながら老朽化・耐震化対策を実施する。	市	
0	農業水利施設については、計画的に点検・診断を実施の上、長寿命化計画を策定し、県と連携しながら老朽化・耐震化対策を実施する。	市	
	洪水ハザードマップの周知(配布等)のほか、活用方法につい て検討する。	市	洪水八ザードマップ作成・配布 令和2年
	内水被害が発生する可能性のある地区に対し情報提供を行え るマップの作成について検討する。	市	
	洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村長が水災害に備え、円滑に避難勧告等を発令できるよう洪水タイムラインやホットラインの活用を進める。	県市	

1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ

1-2 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

	※人命に直接的・里大な影響を及はすりスクシテリオ		
現在の取組・施策	脆弱性評価		
〈避難勧告等の発令基準の作成〉 住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(新ガイドライン)に基づき、災害種別ごと(水害、土砂災害)の避難勧告等発令基準を策定した。	新ガイドラインに基づく避難勧告等の発令基準については、令和元年度に策定済みであるが、危険区域に住む住民の認識が低いことから、引き続き周知など行っていく必要がある。		
<住民等への情報伝達手段の多重化> 住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、防災無線、広報車、緊急速報メール等の多様な伝達手段の確保に努めている。	避難勧告等を迅速・確実に住民等に伝達するため、速報性の高いTV 放送、耐災害性が高い防災無線、屋内外を問わず受信できる緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせる必要がある。また、Lアラートを導入し、マスメディアを通じた住民への避難勧告等の伝達を行っているが、さらに運用を迅速化・確実化していく必要がある。		
〈県、市町村、防災関係機関における情報伝達〉 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク(地上系・衛星系)」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	県、市、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。		
【避難所の指定・確保】			
〈指定緊急避難場所及び指定避難所の指定〉 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図っている。	令和2年4月現在、指定緊急避難場所として104箇所、指定 避難所として105箇所設定しているが、大規模災害時における 住民の避難場所を確保するため、指定避難所や指定緊急避難場所 の指定を進めていく必要がある。		
<福祉避難所の指定・協定締結> 一般の避難所では避難生活に支障が生じる方に適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するため、協定締結・指定などを行っている。	福祉避難所への誘導する人材の確保・育成が急務となっている。		
〈防災公共の推進〉 災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフトー体となった、本県独自の取り組みである「防災公共」を推進している。市でも「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立する恐れのある集落や避難経路、避難場所を把握している。	災害時発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実に行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証する必要がある。		
<福祉施設・学校施設等の安全対策> 災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進するとともに、施設の安全性の確保についても推進、指導していく。	災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。また、施設の安全性の確保についても推進、指導していく必要がある。		
<都市公園における防災対策> 災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園の整備について検討している。	災害発生時に避難場所等として活用される都市公園では、緊急時 に使用可能なように防災機能を向上させた施設の整備を検討する 必要がある。		

広域的かつ長期的な市街地等の浸水や河川の大規模氾濫による被害の発生を防ぐため、河川・ダム施設等の防災対策を 推進するとともに、警戒・避難体制の整備や住民の避難場所の確保、救助活動を実施する消防力の向上等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	策定した避難勧告発令基準が活かされるよう、定期的に運用訓練等を実施し、災害時の発令に備える。	県 市	避難勧告等発令基準整備【R1】
0	情報伝達手段の多重化を促進し、避難勧告等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。災害時のLアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的な訓練等を実施していく。また、防災情報メールやツイッター、ラインなどの SNS での防災情報の発信を充実させていく。	県 市	防災情報メール登録者数 605 人 (R2) ⇒ 1,000 人 (R6)
0	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期 的な保守管理を行うとともに、県、市、防災関係機関による情報 伝達訓練を計画的に実施する。	県 市	
	引き続き、指定避難所及び指定緊急避難所の指定を進める。	市	
	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、 社会福祉施設を運営する法人との連携を強化するとともに、人材 の確保、育成にも取り組んでいく。	市	福祉避難所 4 1 箇所 最大収容人数 4 7 3 人
	引き続き、県と連携を図りながら「防災公共推進計画」に位置づけられた危険個所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。	県市	
	避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関連部署、民間団体等と連携し、適切な研修を実施するなど、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	県市	
	国の交付金等を活用し、耐震性貯水槽の整備など都市公園の防災対策を検討する。また、停電時でも可搬式非常用発電機を接続することで使用可能となる公衆トイレの整備を実施する。	県 市	

1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ

1-2 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

	※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ		
現在の取組・施策	脆弱性評価		
【避難行動支援】			
〈避難行動要支援者名簿の作成〉 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援する ため、避難行動要支援者名簿を作成している。	名簿の更新等を定期的に実施し、精度を高めていく必要がある。		
〈避難行動要支援者名簿の活用〉 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動支援に活用することとしている。	各種個人情報が関係することから、名簿の更新、取扱いなどに注意が必要であり、そのうえで名簿の充実を図る必要がある。		
【消防力の強化】			
〈消防力の強化〉 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備 指針」に基づき地域の実情を踏まえ消防体制(施設・人員)の 整備を進めている。また、当消防本部の消防力では対応できな い大規模災害等に対応するため、県内消防の相互応援体制及び 県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。		
<消防団の充実> 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、市内のイベントなどで、消防団活動の理解と入団促進を図るための広報活動を実施しているほか、消防団協力事業所表示制度の導入、機能別消防団の導入を実施している。	近年、消防団員は年々減少しており、令和2年4月1日現在で662人となっていることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。また、引き続き、消防団員の処遇改善を検討していくとともに、消防本部と連携体制の構築及び強化を図り、地域防災力を向上させる必要がある。		
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
〈水防災意識社会構築ビジョンの取組〉 岩木川等の一級水系において、堤防の決壊や越水等による大 規模な被害に備え、従来のハード対策に加え、避難行動・水防 活動や「洪水お知らせメール」サービスなど災害情報等のソフ ト対策を一体的・計画的に取り組むため、河川管理者である 国・県と、流域沿川市町村・関係機関が連携して「減災対策協 議会」を設立し、対策を推進している。	一級河川においては、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組により、「減災対策協議会」を設立し、氾濫被害の最小化を目指す対策を進めていることから、この取組を国、県とともに継続的に実施していく必要がある。		
<防災意識の啓発> 地域住民の防災意識を高めるため、災害等への備えや避難勧告等が発令された場合の避難について、講座・講演等を通じて啓発を行っている。	早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないこと から、地域住民の防災意識の向上に向けて、より一層の取組を実 施していく必要がある。		
<地区防災計画策定の推進> コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民で組織する自主防災組織に対し防災計画の策定を推進している。	大規模災害時において、行政等と連携した自助・共助による災害 対策により、地区防災計画制度の普及啓発等により、住民の自発的 な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。		
〈水防団の充実強化〉 地域に密着し、水防活動において重要な役割を果たす水防団について、その役割を消防団が兼ねており、各地域の実情に応じ、団員の確保と技術力の向上を図っている。	近年、消防団員は年々減少しており、市では、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。また、引き続き、消防団員の処遇改善等を検討していく必要がある。		

広域的かつ長期的な市街地等の浸水や河川の大規模氾濫による被害の発生を防ぐため、河川・ダム施設等の防災対策を 推進するとともに、警戒・避難体制の整備や住民の避難場所の確保、救助活動を実施する消防力の向上等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	大規模災害発生時に活用できるよう、名簿の更新や活用方法な ど検討していく。	市	名簿登載件数 928 件 (令和 2 年 11 月末時点)
	大規模災害発生時に活用できるよう、名簿の更新を実施し、名 簿管理における個人情報に関する注意喚起等を定期的に実施す る。	市	名簿提供先 ①弘前地区消防事務組合 ②黒石警察署 ③民生委員、児童委員 ④自主防災組織(無い場合は町会) ⑤消防団 ⑥平川市社会福祉協議会 ⑦市関係課
	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施するほか、近年発生した事案の教訓を踏まえた対応を検討する。	県 市 消防本部	
	引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を 進める。また、県や消防本部とも連携しながら、効果的な手法の 検討と広報活動や訓練等を実施する。	県 市 消防本部	【現状】660 人 【目標】680 人
	堤防の決壊や越水等に伴う大規模な被害に備え、「減災対策協議会」に基づくハード、ソフト対策を国、県と連携して推進する。	国県市	
	各種講演会などを活用し、市民に対する防災意識の啓発を図る とともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な 普及啓発の在り方を検討する。	市	
	現状は自主防災組織による防災計画により、地区防災計画の目 的を達成している。今後も訓練の実施等について普及啓発を続け る。	市	
	引き続き、水防団員の確保に努めるとともに、水防訓練等を通 じて技術力の向上を図っていく。	市	
	1	l	1

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ

1-3 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態

現在の取組・施策	脆弱性評価
【警戒避難体制の整備】	
く土砂災害ハザードマップの作成・公表> 土砂災害の発生に際し、土砂災害警戒区域の周辺住民の円滑 な警戒避難を確保するため、土砂災害ハザードマップを作成・ 公表している。	平時から、災害発生時における警戒避難につながる態勢を構築 する必要があることから、土砂災害警戒区域や避難場所等を住民 に周知する必要がある。
	土砂災害に関して、避難勧告等を発令するタイミングや対象地域の的確な判断、また、住民は的確な自主避難の判断を求められていることから、その判断材料の積極的な収集が必要である。
【農山村地域における防災対策】	
<農山村地域における防災対策> 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を県と連携しながら整備している。ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。	治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、長寿命化計画の策定や対策を進めるとともに、引き続き必要箇所の整備など、県と連携し、事業を推進する必要がある。洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。
<農業用ため池の防災対策> 将来にわたる農業用防災ダム・ため池の機能発揮に向けて、 市町村及び土地改良区等が管理している農業用ため池について 県と連携して長寿命化計画の策定が進むよう、技術的な支援を 実施している。	県管理の農業用防災ダムについては、老朽化が進行していることから、県が計画的に点検・診断を実施し、長寿命化計画を策定する。市町村及び土地改良区等が管理する農業用ため池については、市町村及び土地改良区が長寿命化計画の策定を行う。
【警戒避難体制の整備】	
	噴火シナリオ、火山ハザードマップ、具体的な防災対応を作成しているが、さらに警戒避難体制を整備するため、住民、登山者、観光客等を対象とした避難計画を策定する必要がある。
< 十和田の警戒避難体制の整備> 平成28年12月に常時観測火山に追加された十和田について、警戒避難体制を整備するため、平成28年3月に設置した十和田火山防災協議会において、「十和田火山避難計画」の作成を進めている。	警戒避難体制を整備するため、その前提となる「十和田火山避難計画」の作成が必要である。
< 火山の警戒体制の強化> 火山噴火時の土砂災害対策のため、県が火山噴火緊急減災対 策事業を推進している。(岩木山、八甲田山、十和田)	火山噴火活動時の土砂災害対策について、ハード・ソフト両面 の対策が不備であることから、県と連携して行動計画(タイムラ イン)を策定する必要がある。

火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生及び地域の脆弱性が高まる事態を防ぐため、警戒避難体制の整備や住 民の防災意識の醸成、登山者等の安全対策等を推進するとともに、土砂災害対策施設の整備や老朽化対策の推進等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	土砂災害ハザードマップを住民に配布し、土砂災害警戒区域や 避難場所等を周知する。	市	
	土砂災害に対する住民の警戒避難体制を強化するため、避難勧告等の発令基準や伝達方法等について必要に応じて見直しを行う。また、土砂災害の危険性や早期避難の重要性について住民の理解促進を図るため、広報誌やホームページによる周知のほか、防災訓練等の機会を通じて啓発を行う。	市	避難勧告等発令基準整備 令和元年
0	荒廃地等(荒廃するおそれのある場所、遊休農地等を含む)の早期復旧のため、治山施設等を整備すると共に、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、県と連携しながら農業用ダムの維持管理を適切に実施するとともに、必要に応じて水田の区画整理など、農業農村整備事業を実施する。	県市	
0	農業用ため池については、計画的に点検・診断を実施の上、長寿 命化計画を策定し、県と連携しながら老朽化・耐震化対策を実施 する。	市	
	火山防災評議会において、噴火警戒レベルの導入に向けた検討とともに、避難計画を検討し、県と連携し、防災対策の強化を図っていく。	県市	
	作成を進めている噴火シナリオ、ハザードマップを踏まえ、具体的な防災対応等について検討し、県と連携し、防災対策の強化を図って行く。	県市	
	県と連携しながら、火山の行動計画(タイムライン)の策定を 進めるほか、噴火時の土砂災害対策についても検討していく。	県市	

1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ

1-3 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態

現在の取組・施策	脆弱性評価
【避難場所の指定・確保】	
〈指定緊急避難場所及び指定避難所の指定〉 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図っている。	令和2年4月現在、指定緊急避難場所として104箇所、指定 避難所として105箇所設定しているが、大規模災害時における 住民の避難場所を確保するため、指定避難所や指定緊急避難場所 の指定を進めていく必要がある。
〈福祉避難所の指定・協定締結〉 一般の避難所では避難生活に支障が生じる方に適切なケアを 行う体制が整っている福祉避難所を確保するため、協定締結・ 指定などを行っている。	福祉避難所への誘導する人材の確保・育成が急務となっている。
⟨防災公共の推進⟩ 災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフトー体となった、本県独自の取り組みである「防災公共」を推進している。市でも「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立する恐れのある集落や避難経路、避難場所を把握している。	災害時発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実に行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証する必要がある。
<福祉施設・学校施設等の安全対策> 災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進するとともに、施設の安全性の確保についても推進、指導していく。	災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。また、施設の安全性の確保についても推進、指導していく必要がある。
<都市公園における防災対策> 災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園の整備について検討している。	災害発生時に避難場所等として活用される都市公園では、緊急時に使用可能なように防災機能を向上させた施設の整備を検討する必要がある。。
【避難行動支援】	
〈避難行動要支援者名簿の作成〉 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援する ため、避難行動要支援者名簿を作成している。	名簿の更新等を定期的に実施し、精度を高めていく必要がある。
〈避難行動要支援者名簿の活用〉 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動支援に活用することとしている。	各種個人情報が関係することから、名簿の更新、取扱いなどに注意が必要であり、そのうえで名簿の充実を図る必要がある。

火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生及び地域の脆弱性が高まる事態を防ぐため、警戒避難体制の整備や住 民の防災意識の醸成、登山者等の安全対策等を推進するとともに、土砂災害対策施設の整備や老朽化対策の推進等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
	引き続き、指定避難所及び指定緊急避難所の指定を進める。	市	
	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、 社会福祉施設を運営する法人との連携を強化するとともに、人材 の確保、育成にも取り組んでいく。	市	福祉避難所 4 1 箇所 最大収容人数 4 7 3 人
	引き続き、県と連携を図りながら「防災公共推進計画」に位置 づけられた危険個所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情 に合ったより実践的な計画にするため、地域住民などが参加する 避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを 検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。	県市	
	避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関連部署、民間団体等と連携し、適切な研修を実施するなど、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	県市	
	国の交付金等を活用し、耐震性貯水槽の整備など都市公園の防 災対策を検討する。また、停電時でも可搬式非常用発電機を接続 することで使用可能となる公衆トイレの整備を実施する。	県市	
	大規模災害発生時に活用できるよう、名簿の更新や活用方法など検討していく。	市	名簿登載件数 928 件 (令和 2 年 11 月末時点)
	大規模災害発生時に活用できるよう、名簿の更新を実施し、名 簿管理における個人情報に関する注意喚起等を定期的に実施す る。	市	名簿提供先 ①弘前地区消防事務組合 ②黒石警察署 ③民生委員、児童委員 ④自主防災組織(無い場合は町会 ⑤消防団

1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ

1-3 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態

現在の取組・施策	脆弱性評価
【消防力の強化】	
く消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備 指針」に基づき地域の実情を踏まえ消防体制(施設・人員)の 整備を進めている。また、当消防本部の消防力では対応できな い大規模災害等に対応するため、県内消防の相互応援体制及び 県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
	近年、消防団員は年々減少しており、令和2年4月1日現在で662人となっていることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。また、引き続き、消防団員の処遇改善を検討していくとともに、消防本部と連携体制の構築及び強化を図り、地域防災力を向上させる必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】	
く土砂災害に対する防災意識の啓発> 土砂災害に対する地域住民の防災意識の向上を図るため、土砂災害警戒区域等の周知を図るとともに、研修会の実施やハザードマップに基づく避難訓練等を実施している。	土砂災害の危険地区が周知されていないなど、土砂災害に対する防災意識が十分に浸透していないことから、普及啓発活動を継続・強化していく必要がある。
〈火山に対する防災意識の啓発〉 火山に対する住民や入山者等の防災意識の向上を図るため、 関係機関からなる「火山防災協議会」において、火山現象によ る影響範囲や避難場所の位置を示した「火山防災マップ」を作 成している。	近年は県内における火山噴火の実績が無く、地震、水害に比べて、火山に対する防災意識が低い状況にあることから、住民に対する普及啓発を実施していく必要がある。
<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を 実施し、自主防災組織の設立を促進している。	災害発生時の公助による救助・救急活動の絶対的人員不足の際、各地域において地域住民が救助・救急活動を行う自主防災組織活動カバー率は95%(R2.4)であり、さらに自主防災組織を設立させる必要がある。

火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生及び地域の脆弱性が高まる事態を防ぐため、警戒避難体制の整備や住 民の防災意識の醸成、登山者等の安全対策等を推進するとともに、土砂災害対策施設の整備や老朽化対策の推進等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施するほか、近年発生した事案の教訓を踏まえた対応を検討する。	県 市 消防本部	
	引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を 進める。また、県や消防本部とも連携しながら、効果的な手法の 検討と広報活動や訓練等を実施する。	県 市 消防本部	【現状】660 人 【目標】680 人
	土砂災害に対する地域住民の防災意識のより一層の向上に向けて、県と連携を図りながら、引き続き、普及啓発活動の充実に取り組む。	県 市	
	市職員の火山防災知識の取得を図るとともに、避難行動に有効な情報を掲載した火山防災マップを活用し、住民や登山者等に防災情報を周知する。	県 市	
	自主防災組織の設立促進と、活動の活発化に向けて、リーダー 研修会や防災啓発研修等の取組を実施する。	市	自主防災組織数51団体 割合95%【R2】 →100%【R 4】

1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ

1-4 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

	※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ
現在の取組・施策	脆弱性評価
【道路交通の確保】	
<除排雪体制の強化> 降雪等による道路交通の阻害を解消するため、道路パトロールを行い、社会の動向や地域の特性を考慮した効率的な除排雪業務を実施している。	局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応する必要がある ことから、天候に応じて道路パトロールや除排雪体制を強化する とともに、国・県との連携強化を構築する必要がある。
【防雪施設の整備】	
	防雪施設について、老朽化による施設の改修や、交通量が多く 吹き溜まりが常習化している箇所など、施設整備の必要な箇所に ついては、新たに検討を進める必要がある。また、豪雪年を踏ま え、迅速な排雪作業に必要となる、配置バランスを考えた新た雪 置き場の確保の検討も必要である。
【代替交通手段の確保】	
〈代替交通手段の確保〉 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、鉄道事業者と情報共有を図っている。	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通 手段が確保されるよう、引き続き、鉄道事業者と情報共有を図る 必要がある。
【情報通信の確保】	
<情報通信利用環境の強化> 災害発生時の情報通信利用環境として、市が管理する観光施設等において、無料 Wi-Fi を提供している。	宿泊施設や交通機関で Wi-Fi 利用環境が不十分なところが見受けられるため、市が管理する観光施設等での環境を充実させる必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】	
< 冬季の防災意識の啓発> 雪下ろし事故の防止を図るため、市のホームページや広報等により啓発を行っているほか、命綱の貸し出しを実施している。	雪下ろし事故の発生防止や、落雪・雪崩等といった災害への対応に加え、降雪期・厳寒期における地震等の発生といった複合的な災害への備えの必要性等についても、周知を図っていく必要がある。
	1

暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生を防ぐため、道路交通の確保に向けた防雪施設の整備や除排雪体制の強化を推進するとともに、代替交通手段の確保や住民の防災意識の醸成等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応するため、天候 に応じて道路パトロールや除排雪体制を強化するとともに、国・ 県との連携強化を図る。	市	
	冬期間における交通障害となる視界不良や吹き溜まりの防止、 坂道の凍結防止等に向けて、これまでどおり道路パトロールを行い、除排雪による解消対応を実施するとともに、防雪施設の整備 や配置パランスを考慮した新たな雪置き場の確保を検討する。	国県市	
	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、県と連携し引き続き、鉄道事業者と一層の情報共有を図っていく。	県市	
	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事 業者との連携を図りながら、Wi-Fi 利用環境の充実を図る。	市	
	引き続き、雪下ろし事故防止に取り組むほか、降雪期・厳冬期 における複合災害への対応等も視野に入れながら、豪雪災害等に 対する防災意識の向上に取り組む。	市	

1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ

1-5 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生

	<u></u>
現在の取組・施策	脆弱性評価
【行政情報連絡体制の強化】	
く県・市町村・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク(地上系・衛星系)」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	県、市、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。
【住民等への情報伝達手段の多様化】	
<住民等への情報伝達手段の多重化> 住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、防災無線、広報車、緊急速報メール等の多様な伝達手段の確保に努めている。	避難勧告等を迅速・確実に住民等に伝達するため、速報性の高いTV 放送、耐災害性が高い防災無線、屋内外を問わず受信できる緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせる必要がある。また、Lアラートを導入し、マスメディアを通じた住民への避難勧告等の伝達を行っているが、さらに運用を迅速化・確実化していく必要がある。
<情報通信利用環境の強化> 災害発生時の情報通信利用環境として、市が管理する観光施 設等において、無料 Wi-Fi を提供している。	宿泊施設や交通機関で Wi-Fi 利用環境が不十分なところが見受けられるため、市が管理する観光施設等での環境を充実させる必要がある。
〈障がい者等に対する ICT 利活用支援〉 自然災害等緊急時における視覚・聴覚障がい者の I C T リテラシーを高めるため、障がい者が I C T 機器の操作方法を学ぶ 環境の整備を検討している。	必要な情報が視覚・聴覚障がい者に迅速・適切に伝わりにくい 現状があることから、ICT機器が持つ障がい者向け機能の有用 性を広く周知する必要がある。
く障がい者等に対する避難情報伝達> 災害発生時における障がい者等の安全な避難を確保するため、障がい者の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等の人材を養成する事業を行っている。	障がい者等の要援護者は、障がいの程度により外部からの情報を得られにくいため、避難情報が障がい者等に確実に伝わるよう伝達手段を準備するほか、地域の自主防災組織などが要援護者の自宅を訪問するなどして、避難行動を直接支援する必要がある。
<外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化> 外国人観光客が安心できる環境を整備するため、宿泊・観光 施設でのWi-Fi利用環境の充実、案内表記の多言語化・記 号化、外国語対応を推進し、災害発生時において自力で情報収 集、避難ができる体制を整えている。	市所管施設のWi-Fi環境整備は完了し、今後増える可能性がないことから、宿泊施設や観光施設など、外国人観光客が集まる場所での外国語表記やWi-Fi利用環境整備が必要となる。また災害時に市所管の公共Wi-Fiから防災関連サイトなどへの誘導はしない整理であることから、多様な手段等について検討する必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】	
<防災意識の啓発> 地域住民の防災意識を高めるため、災害等への備えや避難勧告等が発令された場合の避難について、講座・講演等を通じて啓発を行っている。	早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けて、より一層の取組を実施していく必要がある。
く防災情報の入手に関する普及啓発> 災害発生時において、住民等が確実に防災情報を入手できるよう、各家庭等において日頃から準備しておくべきことについて、市HPでの講座・講演等を通じて普及啓発を行っている。	災害に伴う大規模停電発生時等においても、住民等が確実に防 災情報を入手できるよう、情報通信環境の変化等も踏まえた普及 啓発を実施していく必要がある。

情報伝達の不備等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生を防ぐため、行政機関における情報 連絡体制や住民等への情報提供体制を強化するとともに、住民の防災意識の醸成や防災教育の推進等を図る。

	11-2-1-2-	T	
重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
0	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期 的な保守管理を行うとともに、県、市、防災関係機関による情報 伝達訓練を計画的に実施する。	県市	
0	情報伝達手段の多重化を促進し、避難勧告等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。 災害時のLアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期 的な訓練等を実施していく。 また、防災情報メールやツイッター、ラインなどの SNS での 防災情報の発信を充実させていく。	県 市	防災情報メール登録者数 605 人 (R2) ⇒ 1,000 人 (R6)
	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi 利用環境の充実を図る。	市	
	自然災害等緊急時における視覚・聴覚障がい者の ICT リテラシーを高めるため、ICT機器の障がい者向け機能の有用性の周知を図るとともに、障がい者に対する操作方法の講習等を検討していく。	市	
	障がい者等の障がい特性要援護者に対する避難行動の直接支援が機能するように、引き続き、障がい者の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等の人材を養成するほか、市民等に対して障がい特性に関する普及啓発を行う。	市	
	外国人観光客が安心して当市を旅行できるようにするため、市が管理する観光施設のWi-Fi利用環境を維持させるとともに、観光事業者・宿泊事業者等が行うWi-Fi利用環境整備等の取組に係る一部支援をするなど、受入環境の改善を図る。また、多様な情報発信等についても検討していく。	市	
	各種講演会などを活用し、市民に対する防災意識の啓発を図る とともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な 普及啓発の在り方を検討する。	市	
	停電発生時のラジオの活用をはじめ、様々なICT機器を活用した防災情報入手の方法について、研修会等を通じて普及啓発を行う。	市	
	<u> </u>	I .	

1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ

1-5 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生

現在の取組・施策	脆弱性評価
〈地区防災計画策定の推進〉 コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な 主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民で組織する自 主防災組織に対し防災計画の策定を推進している。	大規模災害時において、行政等と連携した自助・共助による災害 対策により、地区防災計画制度の普及啓発等により、住民の自発的 な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。
【防災教育の推進・学校防災体制の確立】	
<防災教育の推進> 児童生徒等の防災意識を育成するため、防災教育を行っている。	災害発生時の被害を軽減するためには、教職員、児童生徒等が 災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を行うことが重要 であることから、学校安全に係る教員研修や児童生徒への防災教 育の充実を図っていく必要がある。
<学校防災体制の確立> 学校における防災体制の整備等を図るため、各学校において 安全指導計画を策定し、避難訓練等を実施している。	安全指導計画については、社会環境の変化など各学校の実情を踏まえ、必要な見直しを図っていく必要がある。

情報伝達の不備等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生を防ぐため、行政機関における情報 連絡体制や住民等への情報提供体制を強化するとともに、住民の防災意識の醸成や防災教育の推進等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	現状は自主防災組織による防災計画により、地区防災計画の目的を達成している。今後も訓練の実施等について普及啓発を続ける。	市	
	各学校において、発達段階に応じた防災教育が実施されるよう、普及啓発活動の充実を図る。また、浸水被害想定内にある小学校等には、避難確保計画の作成を依頼し、必要に応じて避難訓練等の実施について支援していく。	市	
	各学校において、災害発生時に円滑かつ効果的な災害対策活動 が行われるよう、引き続き、安全指導計画の検証や見直しを推進 する。	市	

事前に備えるべき目標 **2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること**

リスクシナリオ

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすり	
現在の取組・施策	脆弱性評価
【支援物資等の供給体制の確保】	
〈非常物資の備蓄〉 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、県及び市は、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料を備蓄するよう、啓発している。また、災害発生時における食料、飲料水、日用品等の物資供給に関する協定をスーパー、飲料水メーカー等と締結し、災害発生時に事業者等が製造・調達することが可能な物資の提供を受ける流通在庫備蓄を進めている。	引き続き住民等に家庭内備蓄について啓発活動を実施する。また、スーパー、飲料水メーカー等と、災害発生時における支援物資の供給に関する協定を締結しているが、今後も協定締結を推進するなど備蓄の確保を図る必要がある。
〈災害発生時の物流インフラの確保〉 災害発生時における避難所への救援物資等の円滑な輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路等を県と連携しながら調査・検証し、道路、港湾、空港等の物流インフラの強化策を検討している。	大規模災害発生時に、輸送経路等の寸断などにより物流機能の 低下が懸念されることから、災害に強い物流インフラを確保する 必要がある。
<石油燃料供給の確保> 県大規模災害時石油燃料供給対策の取り決めにより、県石油 商業組合より事前に申請のある市重要施設、車輛に対し優先的 に燃料が供給される体制となっている。	災害発生時において円滑に石油燃料が供給されることが必要であることから、引き続き、供給先の情報更新や防災訓練の実施などにより連携体制を維持・強化する必要がある。
< 遊難所等への燃料等供給の確保> 災害発生時に液化石油ガス等を調達するため、市と(一社) 青森県エルピーガス協会との間で「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」を締結している。	災害発生時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的 に確保するため、必要に応じて協定を見直す必要がある。
〈避難所における水等の確保〉 災害発生時における避難所の水を確保するため、水道事業者において、応急給水の体制を整え、応急給水資機材の整備を行うと共に、水道災害相互応援協定により圏内水道事業者が相互に水道施設の復旧と、運搬給水等による水の確保について応援することとしている。また、災害時における物資の供給に関する協定を締結している事業者から提供を受けた飲料水等の物資や国等からの支援物資の輸送について、災害時における物資等の緊急輸送に関する協定を締結した事業者等と訓練等を通じて連携を図っている。	物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないよう、避難 所で必要となる水等の物資について、水道の応急対策の強化、多 様な水源の利用の普及推進、円滑な支援物資輸送を実施するため の体制の構築など、水等の確保に向けた取組が必要である。
<災害応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受け入れ態勢の構築を図っている。	災害発生時に迅速かつ速やかに他市町村からの応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡、要請等の手順や手続き等を訓練により定期的に確認するとともに、応援職員の受け入れを円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。
< 教援物資等の受援体制の構築> 災害発生時、他自治体等からの応急措置等の応援を迅速かつ 円滑に遂行するため、災害発生時の相互応援協定を締結してい る。	協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、国民や企業等から の義援物資等について、具体的な受入れの運用等が定まっておら ず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要があ る。

被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止を防ぐため、支援物資等の供給体制の確保や水道施設・ 物流関連施設の防災対策の推進を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	住民に対して食料を備蓄するよう、引き続き啓発するとともに、災害発生時に食料調達に関する協定の締結を推進していく。また、市民の3日分の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取組や、市の備蓄目標、役割分担等、これからの地域全体としての災害備蓄の在り方について検討し、推進する。	市	
	災害発生時に救援物資等の円滑な輸送を確保するため、県が進めている防災物流インフラ強化計画の策定に協力するとともに、計画策定後は本計画に基づき県と連携しながら危険個所対策を進めていく。	県 市	
	災害発生時において、円滑に必要な施設等に石油燃料が供給されるよう、供給先の情報更新や防災訓練の実施などにより連携体制の維持・強化を図る。	県市	
	災害発生時に協定が有効に機能するよう、必要に応じて協定を 見直す。	市	
	災害発生時における避難所の水等を確保するため、引き続き水 道事業者等の関係事業者と応急給水等に向けた連携を高め、多様 な水源の利用について普及を図るとともに、市民へ飲料水の備蓄 や非常用持ち出し袋の準備等を啓発することに加え市民の備蓄 の補完としての公助による飲料水等の備蓄を進める。また、飲料 水をはじめとする災害時の物資の供給に関する協定の締結を推 進するとともに、災害時の緊急輸送に関する協定締結事業者等と の連携により円滑な物資輸送を推進する。	市	
	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡、要請等の実施 手順や手続き等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練、 研修等により実効性を高めていく。	市	
	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制の構築を推進する。	市	

1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

現在の取組・施策	脆弱性評価
〈要配慮者(難病疾患等)への医療的支援〉 災害発生時における要配慮者(難病疾患等)への各種治療確 保のため、医療体制の充実を図る。また、避難者等においては 適切な処置及び医療機関への振り分けなどを行う体制づくりを している。	災害発生時の停電や水不足に備えて、要配慮者(難病疾患等)の対応可能な医療環境を確保する必要がある。避難者等への適切な処置及び医療機関への振り分けなどを行う体制、人材づくりが課題となっている。
〈災害用医薬品等の確保〉 災害発生時における医薬品等の円滑な供給を確保するため、必要な事項を定めた要綱や、関係者の役割分担を定めたマニュアルを作成している。	避難所等での処置また、診療所での治療等のため、災害用医薬品や支援薬剤師の確保に向けて、関係機関との協定の締結に努めるとともに、協定等が災害発生時に有効に機能するよう、引き続き、防災訓練の実施などにより連携が必要である。
【水道施設の防災対策】	
<水道施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時において、給水機能を確保するため、アセットマネジメント計画に基づき水道施設の耐震化・老朽化対策を進めている。	アセットマネジメント計画に基づき、老朽化施設や老朽管の増加に対し、施設の更新及び耐震化を進めていく必要がある。
〈応急給水資機材の整備〉 災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、水道事業者においては、応急給水のための体制を整えるとともに、応急給水資機材の整備を図っている。	災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の 飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、応急給水資機材の整 備を図る必要がある。
<水道施設の応急対策> 災害発生時に水道施設が損壊した場合、速やかに給水が可能 となるよう、水道事業者においては応急復旧のための体制を整 えるとともに、修繕資機材の整備を図っている。	災害により水道施設が損壊した場合、できるだけ速やかに給水 を再開できるよう、引き続き、修繕資機材の整備を図る必要があ る。
【道路施設の防災対策】	
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、 機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
〈市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策〉 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市管理の農道・林道 の安全性等を確保するため、市による定期的な点検診断等を実 施している。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	地震や風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、 迅速な交通の確保が必要である。

被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止を防ぐため、支援物資等の供給体制の確保や水道施設・ 物流関連施設の防災対策の推進を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	引続き、災害発生時の停電や水不足に備えて、要配慮者(難病疾患等)の対応可能な医療環境の確保を図る。また、避難者等への適切な処置及び医療機関への振り分けなどを行う体制・人材づくりについて検討していく。	市	
	災害発生時において、必要事項を定めた要綱や関係機関の役割を定めたマニュアルに基づき、円滑に医薬品等が供給されるよう、引き続き防災訓練を実施し実効性を確保していく。	市	
0	災害発生時における給水機能の確保に向けて、水道事業の広域 連携等による経営の効率化やアセットマネジメント計画に基づ く耐震化事業の実施など水道事業者における取組を推進してい く。	市	基幹管路の耐震化率 2.5%(R2)→8.9%(R11)
	災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の 飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、必要に応じ、応急給 水のための体制の見直し及び応急給水資機材の更新を図る。	市	
	災害により水道施設が損壊しても迅速に給水が再開できるよう、引き続き、必要に応じ、応急復旧のための体制の見直し及び 修繕資機材の更新を図る。	市	
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路 や救援物資の輸送路の確保を図るため、道路整備や危険箇所対策 等、機能強化と老朽化対策を実施する。	国県市	
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、道路 整備や危険箇所対策等、機能強化と老朽化対策を実施する。	市	
	市管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等を実施する。	市	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	市	

1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

現在の取組・施策	脆弱性評価
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】	
〈鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備〉 災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、鉄道事業者と情報共有を図るとともに、鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対し、県では補助を行っている。	災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保 のため、引き続き、鉄道事業者との情報共有を図るほか、鉄道事 業者が行う安全性の向上に資する施設整備等を促進していく必要 がある。
【食料生産体制の強化】	
	農業・畜産業については、災害発生時においても農畜産物が安定供給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。水産業については、海に接していないため、内水面漁業のみであり、今後の生産体制等について検討が必要。
く農業・水産施設の老朽化対策> 農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の長寿命化対策を検討している。内水面漁業施設については、民間譲渡等の検討をしている。	まだ長寿命化計画を策定していない施設については策定を検討 する。

被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止を防ぐため、支援物資等の供給体制の確保や水道施設・ 物流関連施設の防災対策の推進を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
0	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう、鉄道事業者 と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、国の補助制度等を 活用し鉄道事業者が行う施設の安全対策等の取組を促進してい く。	県市	
	農林水産業の成長産業化に向けて、引き続き「攻めの農林水産業」を推進している県と連動した取り組みを実施する。 農業・畜産業については、生産体制の強化に向けて、生産基盤の強化等の必要な対策を実施する。 水産業については、現状の体制を維持しながら、今後の方向性について検討する。	県市	
	農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、県と連携し、施設ごとの計画を策定するなど、長寿命化対策を検討する。	県市	

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

	※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ
現在の取組・施策	脆弱性評価
【集落の孤立防止対策】	
〈集落の孤立防止対策〉 県では、災害発生時において、人命を守ることを最優先に、「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフトー体となった「防災公共」の取組を推進しており、県と連携しながら、「防災公共推進計画書」を作成し、地震・大雨等により孤立するおそれがある集落の把握や、そこに通じる道路・橋梁等の通行確保対策等に取り組んでいる。	防災公共推進計画等も踏まえながら、孤立のおそれがある集落や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握の上、対策を実施していく必要がある。
【孤立集落発生時の支援体制の構築】	
<孤立集落発生時の支援体制の確保> 孤立集落が発生した場合は、取り残された住民の人数を把握し、必要数の食料や資機材等の物資輸送等の支援が必要となるが、食料や資機材等の輸送に係る広域連携体制の構築が必要である。	多数の孤立集落が同時に発生した場合でも対応が可能となるよう、関係機関による支援体制を確保する必要がある。。
【代替交通・輸送手段の確保】	
<代替交通手段の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段 確保のため、鉄道事業者と情報共有を図っている。	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通 手段が確保されるよう、引き続き、鉄道事業者と情報共有を図る 必要がある。
<代替輸送手段の確保> 県では災害発生時における海路による輸送を確保するため、 青森港、八戸港、大湊港について耐震強化岸壁を整備している ほか、空路による輸送を確保するため、回転翼機等の空港利用 に関する運用体制を取り決めており、当市においても県と連携 しながら代替輸送手段の確保について検討を進めることが必要 である。	海路、空路の施設を持ち合わせない当市は道路及び鉄道路線閉塞により、陸の孤島となりかねないことから、県と連携しながら、代替輸送手段の確保に取り組む必要がある。
【防災ヘリコプター運航の確保】	
<防災へリコプター等の活動の確保> 消防本部は、災害発生時に防災へリコプター等が、被災地周辺に離着陸できるように、場外離着陸場を指定している。	現在の場外離着陸場の管理はもとより、必要に応じて新たな離着 陸場の検討、申請が必要である。
【ドクターへリの運航の確保】	
〈ドクターヘリの運航確保〉 県では、救急医療提供体制の構築・充実のため、ドクターヘリを2機保有・運用し、災害発生時でも円滑な救急活動を行うため、運航要領を整備しているほか、各種災害訓練に参加するなど、北東北三県による広域連携体制を構築している。	災害発生時の運用については、県の判断、指示が必要であり、また、災害対策本部の指揮下に入ることから、県及び消防機関、その他関係機関との連携強化を図る必要がある。

多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生を防ぐため、孤立するおそれのある集落の把握や、これに通じる道路施設の防災対策を推進するとともに、代替交通・輸送手段の確保等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害発生時の集落の孤立防止に向けて、県と連携を図りながら、引き続き、孤立のおそれがある集落や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握の上、必要な対策を実施する。	県 市	
	県や防災関係機関等と連携し、孤立集落発生時に支援する内容について、検討していく。	県市	
	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交 通手段が確保されるよう、県と連携し引き続き、鉄道事業者と一 層の情報共有を図っていく。	県 市	
	道路、空路の施設を持ち合わせない当市は道路及び鉄道路線閉塞により、陸の孤島となりかねないことから、県と連携しながら、代替輸送手段の確保に取り組む。	県 市	
	既存の場外離着陸場については、引き続き、定期的に現況調査 を実施する。場外離着陸場の追加申請等がある場合は、県と連携 し、迅速に手続きを実施する。	県 市 消防本部	
	災害発生時においても、運航確保を図るため、引き続き、県と 連携した取り組みを進めていく。	県 市 消防本部	

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

	※人叩に巨攻切・ 生人は影響で及ばす ソヘノンナリカ		
現在の取組・施策	脆弱性評価		
【情報通信の確保】			
く情報通信利用環境の強化> 災害発生時の情報通信利用環境として、市が管理する観光施設等において、無料 Wi-Fi を提供している。	宿泊施設や交通機関で Wi-Fi 利用環境が不十分なところが見受けられるため、市が管理する観光施設等での環境を充実させる必要がある。		
【道路施設の防災対策】			
〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急 輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推 進している。	災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送 道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進し ている。		
〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、 機能強化や老朽化対策を行う必要がある。		
〈市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策〉 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市管理の農道・林道 の安全性等を確保するため、市による定期的な点検診断等を実 施している。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。		
〈道路における障害物の除去〉 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	地震や風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、 迅速な交通の確保が必要である。		
く復旧作業等に係る技術者等の確保> 大規模災害等が発生した場合の応急対策業務(障害物除去用の重機・資機材等の調達を伴う工事やその設計業務等)を速やかに実施するため、官民連携による対応力強化を図っている。	大規模災害発生時に、技術者の不足により復旧作業等に支障をきたすおそれがあることから、建設関連企業との連携を強化するとともに、i-Constructionを活用し、道路啓開や応急対策業務を迅速に行う人材を確保・育成する必要がある。 ※ i-Construction : ICT 技術の活用、規格の標準化及び施工の平準化により生産性の向上を図る取組であり、ここでは技術者不足を補うための、災害時の調査や復旧工事への ICT 技術の活用、規格の標準化された工法等のこと。		

多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生を防ぐため、孤立するおそれのある集落の把握や、これに通じる道路施設の防災対策を推進するとともに、代替交通・輸送手段の確保等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事 業者との連携を図りながら、Wi-Fi 利用環境の充実を図る。	市	
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路 や救援物資の輸送路の確保を図るため、道路整備や危険箇所対策 等、機能強化と老朽化対策を実施する。	国県市	
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、道路 整備や危険箇所対策等、機能強化と老朽化対策を実施する。	市	
	市管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が 実施されるよう、定期的な点検診断等を実施する。	市	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	市	
	道路啓開や応急対策業務を迅速に行うため、i-Construction を活用し、平川市建設協会と締結している災害時における応急対策業務の協力協定等の既存の取組のほか、青森県農村災害支援協議会を活用するなど、官民連携による対応力強化に引き続き取り組んでいく。	市	

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

	※人叩に直接的・星人は影響で反はすり入りンプライ
現在の取組・施策	脆弱性評価
【防災関連施設の耐震化・老朽化対策】	
〈市町村庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策〉 災害発生時に防災拠点となる市庁舎、消防本部・消防署の耐震 化を促進している。また、耐震化基準に満たなかった平川消防 署碇ヶ関分署について、令和2年7月に移転新築し対応してい る。	災害対策本部が設置される市役所本庁舎については、施設の老 朽化が進んでおり、耐震性と機能性において問題が生じているた め、庁舎の耐震化・長寿命化が必要である。また、消防本部、消 防署の耐震化についても弘前地区消防事務組合と連携し対応して いく必要がある。
【災害対策本部機能の強化】	
〈災害対策本部機能の強化〉 大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講ずる ために設置する平川市災害対策本部については、国や県、防災 関係機関等と連携・協力体制を構築している。	災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集、集約、意思決定、関係機関との調整など、応急対応に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能等について検証し、災害対策機能の強化、充実を図る必要がある。
【関係機関の連携強化・防災訓練の推進】	
〈災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化〉 圏域内の消防力では対処できない場合に備え、県内消防事務 組合等の連携を図っている。なお、県では、災害発生時に県内 の消防力では対処できない場合に消防庁を通して出動される緊 急消防援助隊を円滑に受け入れるため、青森県緊急消防援助隊 受援計画を策定しており、北海道東北各県持ち回りで緊急消防 援助隊のブロック訓練も実施している。	県内消防事務組合等との連携を図るとともに、県とも連携し、 より広域な場合を想定した訓練等の必要がある。
<防災航空隊への航空支援> 大規模災害発生時、緊急消防援助隊航空部隊等の応援を受ける場合、航空部隊が円滑に活動できるよう、県において県内の消防機関と青森県防災航空隊経験者を航空支援員として派遣する協定を締結している。	大規模災害時に航空支援を受けることが出来るよう、引続き県 と連携した体制構築が必要である。
〈医療従事者確保に係る連携体制〉 災害発生時の医療提供体制確保のため、県において日本DMAT活動要領に基づき、DMAT(災害派遣医療チーム)を派遣できる病院を指定するとともにDMAT隊員の養成を進めており、市においても協力を進めている。	災害発生により医療従事者が全体的に不足する中で、県への DMAT 派遣要請等がスムースに行われるよう、市において体制を 構築する必要がある。
<総合防災訓練の実施> 大規模災害発生時の応急態勢の充実を図るため、防災関係機 関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。	他地域における近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。
〈図上訓練の実施〉 災害対策本部の運営、防災関係機関との連携強化や各種防災 システムの機器操作の習熟を図るため、図上訓練を実施してい る。	職員の異動等へ対応し、職員のスキルの維持、向上を図るとと もに、防災関係機関との顔の見える関係を構築するため、継続的 に訓練を実施する必要がある。
【救急・救助活動の体制強化】	
<消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備 指針」に基づき地域の実情を踏まえ消防体制(施設・人員)の 整備を進めている。また、当消防本部の消防力では対応できな い大規模災害等に対応するため、県内消防の相互応援体制及び 県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。

自衛隊、警察、消防等が有する救助・救急活動等の能力を十分に発揮できない事態や、被災等により 活動できない事態を防ぐため、防災関連施設の耐震化・老朽化対策等を推進するとともに、関係機関の連携強化、 救急・救助体制の強化や受援体制の構築等を図る

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	免震構造による災害時の安全性に配慮するだけでなく、建物自体を長寿命化し、将来の更新を見据えたフレキシビリティのある 庁舎を建設する。	市消防本部	新庁舎令和4年秋開庁予定
	災害対策本部機能の充実・強化を図るため、引き続き、定期的 に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見 直しを行う。	県 市 消防本部	
	県内消防事務組合等との連携を図るとともに、県とも連携し、 より広域な場合を想定した訓練等を検討する。	県 市 消防本部	
	大規模災害時に航空支援を受けることが出来るよう、引続き県 と連携した体制構築を図っていく。	県 市 消防本部	
	引き続き、県と協力体制の構築に努めていく。	県市	
	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実を図るため、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害の想定の他、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、防災関係機関の連携強化に向け、関係機関の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施する。	市	
	災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営できるよう、また、防災関係機関と連携し適切な応急対策が実施できるよう、引き続き定期的に図上訓練を実施する。	市	
	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施するほか、近年発生した事案の教訓を踏まえた対応を検討する。	県 市 消防本部	

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策

脆弱性評価

<消防団の充実>

地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、市内のイベントなどで、消防団活動の理解と入団促進を図るための広報活動を実施しているほか、消防団協力事業所表示制度の導入、機能別消防団の導入を実施している。

近年、消防団員は年々減少しており、令和2年4月1日現在で662人となっていることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。また、引き続き、消防団員の処遇改善を検討していくとともに、消防本部と連携体制の構築及び強化を図り、地域防災力を向上させる必要がある。

<救急・救助活動等の体制強化>

災害発生時における救命率の向上等を図るため、メディカルコントロール協議会を設置し、救急救命士に対する指示体制及び救急隊員に対する指導・助言体制の充実等を図っている。また、各消防本部が行う救急救命士の新規養成等を支援しているほか、救急救命士に対する講習等を実施している。消防職員に救急や救助に係る専門的知識・技能を習得させ、災害発生時に適切な救急・救助活動を実施できるよう、消防学校において教育訓練を実施している。

災害発生時の救急体制の更なる充実を図るため、引き続き救急 救命士の養成等の支援を行うとともに、救急救命士の更なる資質 向上を図るため、講習等を実施する必要がある。 また、消防職 員が災害発生時に救急や救助に係る技能を発揮できるよう、引き 続き教育訓練を実施する必要がある。

【支援物資等の供給体制の確保】

<災害応援の受入体制の構築>

災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受け入れ態勢の構築を図っている。

災害発生時に迅速かつ速やかに他市町村からの応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡、要請等の手順や手続き等を訓練により定期的に確認するとともに、応援職員の受け入れを円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。

<救援物資等の受援体制の構築>

災害発生時、他自治体等からの応急措置等の応援を迅速かつ 円滑に遂行するため、災害発生時の相互応援協定を締結してい る。 協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、国民や企業等からの義援物資等について、具体的な受入れの運用等が定まっておらず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要がある。

【防災意識の啓発・地域防災力の向上】

<防災意識の啓発>

地域住民の防災意識を高めるため、災害等への備えや避難勧 告等が発令された場合の避難について、講座・講演等を通じて 啓発を行っている。 早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けて、より一層の取組を実施していく必要がある。

<防災訓練の推進>

地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における 安全かつ迅速な対応が可能となるよう、総合防災訓練や避難所 設置、運営訓練を実施している。 近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練や感染症対策にも配慮した避難所設置運営訓練を継続していくとともに、各自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。

<自主防災組織の設立・活性化支援>

災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を 実施し、自主防災組織の設立を促進している。 災害発生時の公助による救助・救急活動の絶対的人員不足の際、各地域において地域住民が救助・救急活動を行う自主防災組織活動力バー率は95% (R2.4)であり、さらに自主防災組織を設立させる必要がある。

<地域防災リーダーの育成>

災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活活動ができるよう、地域防災のリーダーとなる人材が必要なため、 人材育成を行っている。 地域防災の中心となり得る人材が不足しているため、各地域の 自治会や防災知識・技能を有する防災士等との連携を進め、地域 防災リーダーとなる人材育成を行う必要がある。

<地区防災計画策定の推進>

コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な 主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民で組織する自 主防災組織に対し防災計画の策定を推進している。 大規模災害時において、行政等と連携した自助・共助による災害 対策により、地区防災計画制度の普及啓発等により、住民の自発的 な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

自衛隊、警察、消防等が有する救助・救急活動等の能力を十分に発揮できない事態や、被災等により 活動できない事態を防ぐため、防災関連施設の耐震化・老朽化対策等を推進するとともに、関係機関の連携強化、 救急・救助体制の強化や受援体制の構築等を図る

3X/EV 2				
重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	
	引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を 進める。また、県や消防本部とも連携しながら、効果的な手法の 検討と広報活動や訓練等を実施する。	県 市 消防本部	【現状】660 人 【目標】680 人	
	災害発生時の救急体制の更なる充実を図るため、引き続き救急 救命士の養成等の支援を行うとともに、救急救命士の更なる資質 向上を図るため、講習等を実施する必要がある。 また、消防職 員が災害発生時に救急や救助に係る技能を発揮できるよう、引き 続き教育訓練を実施する。	県 市 消防本部		
	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡、要請等の実施 手順や手続き等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練、 研修等により実効性を高めていく。	市		
	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等 について検討のうえ、受援体制の構築を推進する。	市		
	各種講演会などを活用し、市民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	市		
	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施する とともに、各自主防災組織の避難訓練等の支援を行う。	市自主防災組織	自主防災組織 防災訓練実施率 7.8%【R2】 →100%【R7】	
	自主防災組織の設立促進と、活動の活発化に向けて、リーダー 研修会や防災啓発研修等の取組を実施する。	市	自主防災組織数51団体 割合95%【R2】 →100%【R 4】	
	町会、自主防災組織を対象としたリーダー研修会や、防災啓発 研修の取組を実施する。また、地域防災の要となる「防災士」の 養成を推進する。	市	防災士認定者数 R1 = 0 人 ⇒R6 = 5 0 人	
	現状は自主防災組織による防災計画により、地区防災計画の目 的を達成している。今後も訓練の実施等について普及啓発を続け る。	市		

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

現在の取組・施策	脆弱性評価
【緊急車両・災害拠点病院に対する燃料の確保】	
<石油燃料供給の確保> 県大規模災害時石油燃料供給対策の取り決めにより、県石油商業組合より事前に申請のある市重要施設、車輛に対し優先的に燃料が供給される体制となっている。	災害発生時において円滑に石油燃料が供給されることが必要であることから、引き続き、供給先の情報更新や防災訓練の実施などにより連携体制を維持・強化する必要がある。
<緊急車両等への燃料供給の確保> 県大規模災害時石油燃料供給対策の取り決めにより、県石油 商業組合より事前に申請のある市重要施設、車輛に対し優先的 に燃料が供給される体制となっている。	災害発生時において、緊急車両等への応急対策等を安定的に確保するため、燃料の備蓄や供給事業者との協定の締結が必要である。
く医療施設の燃料等確保> 災害発生時の医療機能確保のため、救護所を設置する施設に ついては優先的に燃料の確保ができる体制となっている。	災害発生時において、優先施設への応急対策等を安定的に確保 するため、燃料の備蓄や供給事業者との協定の締結が必要であ る。
【防災ヘリ・ドクターヘリの燃料の確保】	
〈防災へリコプターの燃料確保〉 大規模災害発生時等に防災へリコプターが継続して運航するための燃料の提供依頼に対応できるよう、県において供給体制を構築している。 また、各消防本部等に航空燃料を備蓄し、航空燃料の劣化を防ぐため定期的に燃料交換を行っている。	県と連携しながら、航空燃料の備蓄体制の強化、供給体制の確保を図る必要がある。
<ドクターへリの燃料確保> 大規模災害発生時等に防災へリコプターが継続して運航する ための燃料の提供依頼に対応できるよう、県において供給体制 を構築している。	県と連携しながら、航空燃料の備蓄体制の強化、供給体制の確保を図る必要がある。
【道路施設の防災対策】	
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急 輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推 進している。	災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送 送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進し ている。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸 送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽 化対策を推進している。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、 機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
< 市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市管理の農道・林道の安全性等を確保するため、市による定期的な点検診断等を実施している。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替補・完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	地震や風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、 迅速な交通の確保が必要である。

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶を防ぐため、緊急車両・災害拠点病院等に対する燃料供給の確保や、輸送路の確保を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害発生時において、円滑に必要な施設等に石油燃料が供給されるよう、供給先の情報更新や防災訓練の実施などにより連携体制の維持・強化を図る。	県市	
	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な車両等に石油 燃料が供給されるよう、関係機関の情報を更新するとともに定期 的な訓練の実施について検討していく。	県市	
	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油 燃料が供給されるよう、関係機関の情報を更新するとともに定期 的な訓練の実施について検討していく。	県市	
	県と連携しながら、航空燃料の備蓄体制の強化、供給体制の確保を図っていく。	県市	
	県と連携しながら、航空燃料の備蓄体制の強化、供給体制の確保を図っていく。	県市	
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路 や救援物資の輸送路の確保を図るため、道路整備や危険箇所対策 等、機能強化と老朽化対策を実施する。	国県市	
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、道路 整備や危険箇所対策等、機能強化と老朽化対策を実施する。	市	
	市管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が 実施されるよう、定期的な点検診断等を実施する。	市	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	市	

事前に備えるべき目標 **2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること**

リスクシナリオ

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客等)への水・食料等の供給不足

	※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ
現在の取組・施策	脆弱性評価
【帰宅困難者の避難体制の確保】	
<観光客の避難体制の強化> 災害発生時の観光客の安全を確保するため、災害発生時を想定した適切な対応体制の整備を推進している。	個人観光客が多くを占める現状にあって、災害が発生し帰宅困難となった場合に対応するため、外国人を含む観光客が自力で避難し、情報収集できるような体制を構築し、安全・安心に滞在してもらえる受入環境を整備する必要がある。
<観光客等に対する広域避難の強化> 災害発生時に観光客が安全に避難できる指定避難所を指定し ている。	市内で開催される祭りなどの期間中に、災害が発生し、観光客等が帰宅困難となった場合、被災市町村の避難所だけでは十分に対応できないことが想定されるため、移動手段別に、安全な宿泊施設への誘導や、周辺市町村などへ避難する広域避難などの対応を検討する必要がある。
【支援物資等の供給体制の確保】	
く非常物資の備蓄> 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、県及び市は、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料を備蓄するよう、啓発している。 また、災害発生時における食料、飲料水、日用品等の物資供給に関する協定をスーパー、飲料水メーカー等と締結し、災害発生時に事業者等が製造・調達することが可能な物資の提供を受ける流通在庫備蓄を進めている。	引き続き住民等に家庭内備蓄について啓発活動を実施する。また、スーパー、飲料水メーカー等と、災害発生時における支援物資の供給に関する協定を締結しているが、今後も協定締結を推進するなど備蓄の確保を図る必要がある。
〈応急給水資機材の整備〉 災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、水道事業者においては、応急給水のための体制を整えるとともに、応急給水資機材の整備を図っている。	災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の 飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、応急給水資機材の整 備を図る必要がある。
〈災害応援の受入体制の構築〉 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受け入れ態勢の構築を図っている。	災害発生時に迅速かつ速やかに他市町村からの応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡、要請等の手順や手続き等を訓練により定期的に確認するとともに、応援職員の受け入れを円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。
< 救援物資等の受援体制の構築> 災害発生時、他自治体等からの応急措置等の応援を迅速かつ 円滑に遂行するため、災害発生時の相互応援協定を締結してい る。	協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、国民や企業等からの義援物資等について、具体的な受入れの運用等が定まっておらず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要がある。
【情報伝達の強化】	
〈外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化〉 外国人観光客が安心できる環境を整備するため、宿泊・観光 施設でのWi-Fi利用環境の充実、案内表記の多言語化・記 号化、外国語対応を推進し、災害発生時において自力で情報収 集、避難ができる体制を整えている。	市所管施設のWi-Fi環境整備は完了し、今後増える可能性がないことから、宿泊施設や観光施設など、外国人観光客が集まる場所での外国語表記やWi-Fi利用環境整備が必要となる。また災害時に市所管の公共Wi-Fiから防災関連サイトなどへの誘導はしない整理であることから、多様な手段等について検討する必要がある。
〈交通規制等の交通情報提供〉 県では、自動車運転者等に県内の道路の交通規制状況を把握 してもらうため、県において「青森みち情報」HP や道路情報板 で通行止めなどの交通情報を提供している。	県と連携しながら、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報 を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出 を控えるよう、道路利用者理解と協力を促していく必要がある。
【帰宅困難者の輸送手段の確保】	
<バスによる帰宅困難者の輸送> 災害発生時等の交通手段確保のため、バス事業者と運行状況 等に関する情報共有を図っているほか、路線維持を図るための 取組を行っている。	災害発生時における人員輸送について、引き続き、バス事業者 等と情報共有を図るほか、連携体制構築に向けて対応を検討して いく必要がある。

祭り期間中の災害発生等により、多数の県外来訪客等が避難できない事態や、避難生活が長期にわたること等により水・ 食料等の供給が不足する事態を防ぐため、避難場所や支援物資の供給を確保する。

また、外国人観光客等に対する情報提供体制の強化等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	観光客が安心して旅行できるようにするため、受入環境の改善を図るとともに、災害発生時において外国人を含む観光客が自力で情報収集、避難ができる体制を整えるため、事業者や観光協会、警察等と連携しながら、事業者の災害発生時対応力の向上を図る。	市	
	宿泊施設や、周辺市町村等へ避難する広域避難等について、災害時に円滑に避難できるよう調整機能及び連携体制を検討のうえ、充実・強化を図る。	市民間事業者	
	住民に対して食料を備蓄するよう、引き続き啓発するとともに、 災害発生時に食料調達に関する協定の締結を推進していく。 また、市民の3日分の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取組や、市の備蓄目標、役割分担等、これからの地域全体としての災害備蓄の在り方について検討し、推進する。	市	
	災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、必要に応じ、応急給水のための体制の見直し及び応急給水資機材の更新を図る。	市	
	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡、要請等の実施手順や手続き等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練、研修等により実効性を高めていく。	市	
	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等に ついて検討のうえ、受援体制の構築を推進する。	市	
	外国人観光客が安心して当市を旅行できるようにするため、市が管理する観光施設のWi-Fi利用環境を維持させるとともに、観光事業者・宿泊事業者等が行うWi-Fi利用環境整備等の取組に係る一部支援をするなど、受入環境の改善を図る。また、多様な情報発信等についても検討していく。	市	
	引き続き県と連携し、交通情報を提供するとともに、災害時の自動車による不要不急の外出を控えるよう、道路利用者の理解と協力を促していく。	県市	
	バス事業者と運行状況等に関する情報共有や、バス路線維持に係る取組を図るほか、災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制構築に向けて対応を検討していく。	市	

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

	※人命に直接的・重大な影響を及はすり人クシナリス		
現在の取組・施策	脆弱性評価		
【病院・福祉施設等の耐震化】			
〈病院施設の耐震化〉 災害発生時の医療機能確保のため、平川診療所をはじめとした各診療所の耐震化を推進している。	平川診療所は、平成26年4月に移転新築しており、耐震基準を十分に満たしている。葛川診療所、碇ヶ関診療所については、耐震 基準は満たしているものの、施設経年による老朽化もあり、今後定 期的に補修を行う必要がある。		
<	児童福祉施設については100%の耐震化が図られているが、 耐震化が図られていない社会福祉施設等があることから、引き続き耐震化を推進する必要がある。		
【災害発生時における医療提供体制の構築】			
く災害時医療の連携体制> 災害の発生により、医療機能が麻痺した場合に備えて、救護 班の編成及び救護所について、医師会をはじめとした関係機関 の協力を得て設置する体制を地域防災計画上定めている。	大規模災害が発生した際には、市の救護班では不足する場合が あることから、引き続き、医師会等の医療機関と連携していく必 要がある。		
〈医療従事者確保に係る連携体制〉 災害発生時の医療提供体制確保のため、県において日本DMAT活動要領に基づき、DMAT(災害派遣医療チーム)を派遣できる病院を指定するとともにDMAT隊員の養成を進めており、市においても協力を進めている。	災害発生により医療従事者が全体的に不足する中で、県への DMAT 派遣要請等がスムースに行われるよう、市において体制を 構築する必要がある。		
<保健医療の連携体制> 県では、災害時発生時の保健医療活動の総合調整を行う保健 医療調整本部の体制や市町村との連携体制強化のため研修等を 実施しており、必要に応じて研修等への参加を行っている。	県と連携しながら体制強化、人材育成について検討する必要が ある。		
<応急手当等の普及啓発> 災害発生時に地域の相互扶助による応急手当等を普及啓発するため、消防機関等において救命講習を実施している。	相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による 応急手当等で対応する体制を構築し、医療リソースの需要を軽減 させていく必要がある。		
〈広域搬送の体制の確保〉 県では、災害発生時に多数の傷病者が発生し、被災地域内での治療が困難な状況に陥った場合に、傷病者を被災地域外の医療施設まで航空機で搬送するため、患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)を設置することとして、資機材を整備している。	多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地外に搬送する場所等の確保に係る 支援が必要である。		
〈お薬手帳の利用啓発〉 災害発生時に医療従事者が不足する場合においても、持病を 抱える被災者が必要な投薬を受けることがてきるよう、県薬剤 師会及び薬局と連携し、「お薬手帳」の携行について、普及啓発 を図っている。	「お薬手帳」を作成・携行してもらえるよう普及啓発を図る。		

医療施設及び関係者の絶対的不足等による医療機能の麻痺を防ぐため、病院・福祉施設等の耐震化を推進するとともに、医療圏単位での医療連携体制の構築や災害医療派遣等による連携体制の構築等を図る。 また、避難に当たり配慮を要する方々に対する支援体制を構築する。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	現状においては、倒壊する危険性の高い部分はなく、当面は現状を保持する。	市	
	社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き国の交付金等を活用し、耐震改修や改築の実施を促進する。	県 市 社会福祉法人等	
	大規模災害発生時に市の救護班が不足した場合に備え、防災訓練の実施などにより医療機関との連携を強化する。	県 市 医療機関	
	引き続き、県と協力体制の構築に努めていく。	県市	
	県が実施している研修等に参加し、研修で得た知識を有効に活用しながら人材育成に反映させていく。	市	
	引き続き、応急手当等の普及啓発のため、消防機関等が実施し ている救命講習への受講を促していく。	市消防本部	
	広域医療搬送を円滑に実施するため、引き続き県等と連携し、 広域医療搬送の体制構築に協力する。	市	
	災害発生時においても、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けることができるよう、引き続き、薬剤師会と連携しながら、「お薬手帳」に係る普及啓発を図る。	市 薬剤師会	

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリ		
現在の取組・施策	脆弱性評価	
【ドクターへリの運航確保】		
くドクターヘリの運航確保> 県では、救急医療提供体制の構築・充実のため、ドクターヘリを2機保有・運用し、災害発生時でも円滑な救急活動を行うため、運航要領を整備しているほか、各種災害訓練に参加するなど、北東北三県による広域連携体制を構築している。	災害発生時の運用については、県の判断、指示が必要であり、また、災害対策本部の指揮下に入ることから、県及び消防機関、その他関係機関との連携強化を図る必要がある。	
【防災ヘリコプターの運航の確保】		
<防災へリコプターの活動の確保> 消防本部は、災害発生時に防災へリコプター等が、被災地周辺に離着陸できるように、場外離着陸場を指定している。	現在の場外離着陸場の管理はもとより、必要に応じて新 たな離着陸場の検討、申請が必要である。	
【避難者の健康対策】		
〈避難所外避難者の対策〉 災害発生時における被災者の健康管理を行うため、県において保健医療に係わる機関で統一的な様式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進めている。また、保健医療調整本部の体制強化を図り、市町村との連携体制強化を図るため研修等を実施している。	県と連携しながら、車中など避難所以外への避難者について も、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係 府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する必要が ある。 また、迅速な被災者支援のため被災者台帳作成の事前準 備を促進する必要がある。	
<長期間にわたる避難生活対策> 災害発生時における被災者の健康管理を行うため、県において保健医療に係わる機関で統一的な様式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進めている。また、保健医療調整本部の体制強化を図り、市町村との連携体制強化を図るため研修等を実施している。	メンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。	
【要配慮者への支援等】		
<要配慮者等への支援> 県では、災害発生時に要配慮者(要介護高齢者・障がい者・ 妊婦・乳幼児等)に対する支援を行うため、災害福祉支援チー ム(DCAT)の派遣体制の構築を図っている。	災害発生時における要配慮者への支援については、受入医療機関との調整や避難所運営における配慮を要する。また、要配慮者への支援の体制が十分に構築されていないことから、要配慮者支援の啓発を実施する必要がある。	
<男女の二一ズの違いに配慮した支援> 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制をつくるため、平川市防災会議へ女性委員を登用し、女性の視点を地域防災計画に反映させている。	避難所等では、生活環境が変化し、性別により役割分担がなされる傾向にあるなど、様々な不安や悩みを抱えることが考えられることから、引き続き、男女のニーズを的確に把握し、それぞれに配慮した支援を行う必要がある。	
< 心のケア体制の確保> 何らかの要因により、心理的ストレスを抱えている方のために、精神保健福祉センター、保健所、精神科病院等の支援体制の中で、こころのケア支援を行っている。	災害発生時においては、被災者に対するきめ細かな心のケアを 行うためにも、引き続き人材の育成や関係機関のネットワークを 強化する必要がある。	
<児童生徒の心のサポート> 被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害等の 発症が心配される児童生徒等の心のケアを行うため、児童生徒 の心のサポートにあたっている。	災害発生時の迅速な対応や複数の学校への派遣など、児童生徒 等の心のサポート体制を確保するため、計画的な拡充を進める必 要がある。	

医療施設及び関係者の絶対的不足等による医療機能の麻痺を防ぐため、病院・福祉施設等の耐震化を推進するとともに、医療圏単位での医療連携体制の構築や災害医療派遣等による連携体制の構築等を図る。 また、避難に当たり配慮を要する方々に対する支援体制を構築する。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害発生時においても、運航確保を図るため、引き続き、県と 連携した取り組みを進めていく。	県 市 消防本部	
	既存の場外離着陸場については、引き続き、定期的に現況調査を実施する。場外離着陸場の追加申請等がある場合は、県と連携 し、迅速に手続きを実施する。	県 市 消防本部	
	引き続き、県と連携しながら、体制強化を図りながら、被災者台帳作成のための事前準備を進めていく。	県市	
	災害発生時の中長期的なケア・健康管理を含めた災害時の保健 医療活動を実施する体制を強化するため、引き続き、県と連携し ながら、保健医療調整本部の体制の強化、広域支援の受け入れ体 制についても整備を進める。	県市	
	県と連携しながら、災害発生時における要配慮者の支援体制の 構築を図る。	市	
	引続き、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制の構築 に努める。	市	
	災害発生時には、こころのケア実施の支援体制等が必要となる ことから、県と連携し、役割分担を踏まえた連携体制を検討して いく。	市	
	県と連携し、被災児童生徒等に対する心のサポートについて、 災害発生時における迅速な対応が可能となるよう、引き続き、児 童生徒等の心をケアする体制整備を図る。	市	

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

現在の取組・施策	脆弱性評価
〈外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化〉 外国人観光客が安心できる環境を整備するため、宿泊・観光 施設でのWi-Fi利用環境の充実、案内表記の多言語化・記 号化、外国語対応を推進し、災害発生時において自力で情報収 集、避難ができる体制を整えている。	市所管施設のWi-Fi環境整備は完了し、今後増える可能性がないことから、宿泊施設や観光施設など、外国人観光客が集まる場所での外国語表記やWi-Fi利用環境整備が必要となる。また災害時に市所管の公共Wi-Fiから防災関連サイトなどへの誘導はしない整理であることから、多様な手段等について検討する必要がある。
<動物救護対策> 災害発生時に動物愛護の観点から必要な動物救護活動を行うため、県において「災害時における動物救護活動マニュアル」を作成するとともに、防災訓練におけるペット同行避難等を実施している。	市では災害発生時の動物救護について検討出来てはいないが、 避難所への同行は想定されることから、対応についての検討が必 要である。
【道路施設の防災対策】	
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。
〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、 機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
<市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市管理の農道・林道 の安全性等を確保するため、市による定期的な点検診断等を実 施している。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
〈道路における障害物の除去〉 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	地震や風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、 迅速な交通の確保が必要である。

医療施設及び関係者の絶対的不足等による医療機能の麻痺を防ぐため、病院・福祉施設等の耐震化を推進するとともに、医療圏単位での医療連携体制の構築や災害医療派遣等による連携体制の構築等を図る。また、避難に当たり配慮を要する方々に対する支援体制を構築する。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	外国人観光客が安心して当市を旅行できるようにするため、市が管理する観光施設のWi-Fi利用環境を維持させるとともに、観光事業者・宿泊事業者等が行うWi-Fi利用環境整備等の取組に係る一部支援をするなど、受入環境の改善を図る。また、多様な情報発信等についても検討していく。	市	
	避難所での動物飼育対応等について関連部局と連携し、災害時 における動物救護の取組について検討する。	市	
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路 や救援物資の輸送路の確保を図るため、道路整備や危険箇所対策 等、機能強化と老朽化対策を実施する。	国県市	
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、道路 整備や危険箇所対策等、機能強化と老朽化対策を実施する。	市	
	市管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が 実施されるよう、定期的な点検診断等を実施する。	市	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	市	

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリ		
現在の取組・施策	脆弱性評価	
【感染症対策】		
〈避難所における衛生環境の維持〉 避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するためには、水、食料、トイレ、暖房等が必要であり、市では、避難所運営に必要な資機材の備蓄を進めている。	避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するため、水、 食料、トイレ、暖房等の物資等について、備蓄の他、スーパー、 メーカー等と協定を締結しており、引き続き協力・連携する体制 を構築する必要がある。	
〈感染症への意識向上及び対応策の整備〉 災害発生時における感染症の発生に迅速な対応ができるよう、平時から、対応マニュアルを策定するとともに、コロナウイルス感染拡大を前提とした避難所受入訓練を実施している。	今後も引き続き、災害時における感染症等への意識向上を図る 必要があるほか、感染症等に意識を置き、感染症を意識した訓練 の実施を検討・実施していく必要がある。	
〈予防接種の促進〉 災害発生時における感染症の発生やまん延を防止するため、 平時から予防接種を受けるよう、県と連動し、普及啓発を行っ ている。	予防接種率の低い市町村は、災害発生時に感染症の発生やまん 延の可能性が高いことから、平時から予防接種をするよう普及啓 発を図るとともに未接種者に対する接種勧奨を行う必要がある。	
【下水道施設の機能確保】		
〈下水道施設の耐震化・老朽化・耐水化対策〉 災害発生時において、公衆衛生を確保するため、ストックマネジメント計画に基づき下水道施設の耐震化・老朽化対策の改築更新を実施している。	下水道施設のストックマネジメント計画の見直しにより、下水道施設の耐震化・老朽化対策を進めていく必要がある。	
〈農業集落排水施設の耐震化・老朽化対策〉 災害発生時において、農村地域における公衆衛生を確保する ため、農業集落排水施設の耐震化や老朽化対策に取り組んでい る。	災害時における農村地域における公衆衛生の確保のため、長寿 命化計画(最適整備構想)を策定し、耐震化や老朽化対策を進め ていく必要性がある。	
〈下水道事業の業務継続計画の策定〉 災害発生時の汚水処理機能の維持又は被災した場合の速やかな回復のため、対応体制や非常時対応計画を定めた業務継続計画を策定している。	災害発生時においては、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、被害想定に基づく機能確保までの具体的な行動計画(初動対応や事前対策)等の必要な事項を網羅した業務継続計画を策定する必要がある。	

被災地における疫病・感染症等の大規模発生を防ぐため、避難所における良好な生活環境の確保や 平時における予防接種等を推進するとともに、下水道施設の機能確保を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害発生時において、避難所における衛生的で良好な生活環境が確保できるよう、災害時の物資の調達に関する協定の締結を推進するとともに、県内全市町村や他都道府県からの応受援体制を強化する。また、県と連携し、備蓄目標、役割分担等の在り方について検討し、推進する。	県市	
	今後も引き続き、県や関係機関と連携しながら、災害時における感染症について、普及啓発していくほか、感染症等に意識を置き、感染症を意識した訓練の実施を検討・実施していく。	市	
	県と連携しながら、感染症やまん延防止のための普及啓発を行う。	県市	
0	災害発生時の汚水処理機能確保に向けて、市管理の下水道施設 についてストックマネジメント計画の見直しにより、耐震化・老 朽化・対策を進めていく。	市	ストックマネジメント計画策定 策定済み (H28) →見直し (随時)
0	災害発生時における農村地域における公衆衛生確保のため、長寿命化計画(最適整備構想)を策定し、耐震化や老朽化対策を進めていく。	市	長寿命化計画(最適整備構想) 策定済み(H24)
	災害発生時における汚水処理機能の維持と被災施設の速やかな回復が図られるよう、下水道事業の業務継続計画の内容を見直す。	市	下水道業務継続計画 策定済(H28)→見直し(随時)

3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

リスクシナリオ

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

	※人命に直接的・重大な影響を及ほすリスクシナリオ 		
現在の取組・施策	脆弱性評価		
【災害対応庁舎等における機能の確保】			
く公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 市管理の公共建築物やインフラ施設の老朽化対策として、効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、平川市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新・統廃合や耐震化・長寿命化などの取組を進めている。	公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新・統廃合や耐震化・老朽化対策などを計画的に行う必要がある。		
く市庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる市庁舎、消防本部・消防署の耐震 化を促進している。また、耐震化基準に満たなかった平川消防 署碇ヶ関分署について、令和2年7月に移転新築し対応してい る。	災害対策本部が設置される市役所本庁舎については、施設の老朽化が進んでおり、耐震性と機能性において問題が生じているため、庁舎の耐震化・長寿命化が必要である。また、消防本部、消防署の耐震化についても弘前地区消防事務組合と連携し対応していく必要がある。		
<	大規模災害により庁舎等が使用不能となる不測の事態も想定されることから、代替施設の確保に努めるとともに、災害対策本部機能の移転訓練を行う必要がある。		
< 行政施設の非常用電源の整備> 市庁舎等において、非常時に優先される業務の遂行のため、 非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。	災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者 が適切な維持管理・更新を行う必要がある。		
【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】			
く県、市町村、防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク(地上系・衛星系)」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	県、市、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。		
< 行政情報通信基盤の耐災害性の強化> 行政情報通信基盤の耐災害性を強化するため、全庁 LAN等の行政情報システム機器を設置しているサーバ室には優先的に非常用電源が供給されるよう整備している。	災害発生時の業務の継続の確保に向けて、行政情報システム機 器等の適切な維持管理等を実施していく必要がある。		
< 〈行政情報の災害対策〉 災害発生等による行政データの毀損等を防止するため、遠隔 地バックアップを実施するとともに、行政情報システムの全体 最適化のため、システムの共同クラウド化を推進している。	災害発生時の業務の継続の確保に向けて、行政データのバック アップや、システムのクラウド化を推進する必要がある。		
【行政機関の業務継続計画の策定】			
〈業務継続計画の策定〉 災害発生時に利用できる人、物、情報等に制約がある状況において、優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める「平川市業務継続計画(BCP)」を策定している。	業務継続計画を策定し、災害発生時に優先的に実施すべき業務が迅速に実施できる体制を構築しておく必要がある。		

行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、庁舎等の耐震化・老朽化対策や情報 通信基盤の耐災害性の強化を推進するとともに、業務継続計画の策定や応援・受援体制の構築等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	全ての分野の個別施設計画等の策定を進めるとともに、ライフサイクルコストの低減等に留意し、計画的に耐震化・長寿命化を推進する。	市	
	免震構造による災害時の安全性に配慮するだけでなく、建物自体を長寿命化し、将来の更新を見据えたフレキシビリティのある 庁舎を建設する。	市消防本部	新庁舎令和4年秋開庁予定
	引き続き、代替施設の確保を推進するとともに、実践的訓練を 実施し、災害対応力の強化向上を図る。	市	
	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管 理者が定期的な点検等を行っていく。	市	
0	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期 的な保守管理を行うとともに、県、市、防災関係機関による情報 伝達訓練を計画的に実施する。	県 市	
	災害・事故等発生時の業務継続確保を図るため、引き続き行政 情報システム機器等の適切な維持管理等を実施する。	市	
	災害・事故等発生時の行政情報の保全を図るため、引き続き行政情報システムの最適化について検討の上、必要な対策を実施するとともに、システムの共同クラウド化を推進する。	市	
	災害発生時に優先すべき業務を確実に実施できるよう、各部局・課毎においても業務継続計画を策定し、防災訓練等を通じて必要な見直しを行う。	市	

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

リスクシナリオ

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクラ	
現在の取組・施策	脆弱性評価
【災害対策本部等機能の強化】	
<災害対策本部機能の強化> 大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講ずる ために設置する平川市災害対策本部については、国や県、防災 関係機関等と連携・協力体制を構築している。	災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な 情報収集、集約、意思決定、関係機関との調整など、応急対応に 係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能等につい て検証し、災害対策機能の強化、充実を図る必要がある。
【受援・連携体制の構築】	
〈広域連携体制の構築〉 災害発生時に被災市町村が十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、円滑な応援活動を実施するため、県内全市町村による「大規模災害発生時の青森県市町村相互応援に関する協定」を締結している。	これまで、市町村相互応援協定に基づく相互応援を実施したことがないため、連携体制等を強化・充実する必要がある。
<災害応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受け入れ態勢の構築を図っている。	災害発生時に迅速かつ速やかに他市町村からの応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡、要請等の手順や手続き等を訓練により定期的に確認するとともに、応援職員の受け入れを円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。
【防災訓練の推進】	
<総合防災訓練の実施> 大規模災害発生時の応急態勢の充実を図るため、防災関係機 関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。	他地域における近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。
〈図上訓練の実施〉 災害対策本部の運営、防災関係機関との連携強化や各種防災 システムの機器操作の習熟を図るため、図上訓練を実施してい る。	職員の異動等へ対応し、職員のスキルの維持、向上を図るとともに、防災関係機関との顔の見える関係を構築するため、継続的に訓練を実施する必要がある。

行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、庁舎等の耐震化・老朽化対策や情報 通信基盤の耐災害性の強化を推進するとともに、業務継続計画の策定や応援・受援体制の構築等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害対策本部機能の充実・強化を図るため、引き続き、定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。	県 市 消防本部	
	市町村相互応援協定を踏まえ、県内の市町村間の相互応援の内容及び調整機能について検討のうえ、連携体制を強化・充実する。	市	
	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡、要請等の実施 手順や手続き等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練、 研修等により実効性を高めていく。	市	
	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実を図るため、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害の想定の他、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、防災関係機関の連携強化に向け、関係機関の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施する。	市	
	災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営できるよう、また、防災関係機関と連携し適切な応急対策が実施できるよう、引き続き定期的に図上訓練を実施する。	市	

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

リスクシナリオ

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

	※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ
現在の取組・施策	脆弱性評価
【災害に備えた道路交通環境の整備】	
<災害発生時の交通整理体制の構築> 災害発生時の信号機滅灯交差点における的確な交通規制を行うため、県においては対策必要箇所に対応させた災害交通対策計画を策定して体制の確保を図っている。	災害発生時の信号機全面停止による重大事故を回避するため、 引き続き、社会情勢の変化等に応じて災害交通対策計画を修正 し、交通整理体制の構築を図る必要がある。

リスクシナリオを回避す	トスたみのか	
リスクンナリオを凹近り	るにめの対	心力束の概要

信号機の全面停止等による重大交通事故の多発を防ぐため、信号機の電源対策や交通整理人員の確保等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	県と連携し、災害発生時の的確な交通規制の確保に向けた 取組を行う。	県 市	

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

リスクシナリオ

3-3 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

現在の取組・施策	脆弱性評価
【情報通信基盤の耐災害性の強化】	
<電気通信事業者・放送事業者の災害対策> 電気通信事業者や放送事業者においては、災害発生時の通信・放送機能を確保するため、施設・設備の耐災害性の強化など各種の災害予防措置を講じている。	災害発生時において通信・放送機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
く県、市町村、防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク(地上系・衛星系)」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	県、市、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。
<無線通信の冗長化> 無線設置場所、マスト、回線など、物理的な耐災害性の強化 が図られている。	物理的な強化は図られているが、想定を超える災害による物理 的な被害時、無線が届きにくいエリアへの情報伝達対策について も、今後検討する必要がある。
<総合防災訓練の実施> 大規模災害発生時の応急態勢の充実を図るため、防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。	他地域における近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。
【電力の供給停止対策】	
<エネルギー供給事業者の災害対策> 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。 また、大規模災害時に電力施設及びガス供給施設に被害が生じた場合に、迅速に復旧活動を実施できるよう、電力事業者及びガス事業者と市で協定を締結し、災害時における復旧活動拠点を確保している。	災害発生時においてエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
<行政施設の非常用電源の整備> 市庁舎等において、非常時に優先される業務の遂行のため、 非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。	災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者 が適切な維持管理・更新を行う必要がある。

電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止を防ぐため、行政情報通信基盤の耐災害性の強化や非常用電源の整備等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害発生時における通信・放送機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき通信網の多重化、予備電源の確保、防災資機材の整備など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気通信事業者・放送事業者との連携を強化する。	市	
0	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期 的な保守管理を行うとともに、県、市、防災関係機関による情報 伝達訓練を計画的に実施する。	県市	
	物理的な強化のほか、通信状況の強化、通信手段の多重化による機能強化についても、今後検討していく。	市	
	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実を図るため、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害の想定の他、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、防災関係機関の連携強化に向け、関係機関の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施する。	市	
	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域 防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が 講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	市	
	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管 理者が定期的な点検等を行っていく。	市	

事前に備えるべき目標 4 **経済活動を機能不全に陥らせないこと**

リスクシナリオ

4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

	※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクショ	
現在の取組・施策	脆弱性評価	
【企業における業務継続体制の強化】		
〈企業の業務継続計画作成の促進〉 災害発生時における中小企業者等の経済活動の停滞を回避するため、市内企業に対し、業務継続計画(BCP)の策定を促進している。	経済活動が停滞することがないよう、企業等の業務継続計画 (BCP) の策定を促進しているが、策定していない企業に対し、引き続き、BCPの必要性について普及啓発していく必要がある。	
【農林水産物の移出・流通対策】		
〈農林水産物の移出・流通対策〉 災害発生時においても、農林水産物の集出荷体制を確保する ため、農林水産業施設の整備や、市内外の物流・販売関係者と 信頼関係の構築を図っている。	災害発生時に物流機能が寸断され、農林水産物の出荷ができなくなることを防ぐため、引き続き、農林水産業施設の整備を進めていくとともに、リスク分散の観点から、さまざまな物流・販売関係者との信頼関係を日頃から構築しておく必要がある。	
【物流機能の維持・確保】		
〈災害発生時の物流機能の確保〉 災害発生時における救援物資等の輸送、受入れ、仕分け及び保管等の物流機能確保のため、関係団体との連携を図る。	災害発生時の物流に関する手順等が定められておらず、災害発生時に物流が十分機能できない可能性があるため、物流を担う団体との災害発生時の協力体制を強化する必要がある。	
<輸送ルートの代替性の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段 確保のため、県と情報共有を図りながら、代替輸送ルートの確 保を図っている。	災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、引き続き、県と連携した取り組みが必要がある。	
【被災企業の金融支援】		
<被災企業への金融支援等> 国や県と連携して、災害発生後のり災企業への金融支援制度 を設けている。	り災した企業が早期に事業を再開できるよう、迅速な対応が必要であることから、関係機関との連携体制を構築する必要がある。	
【人材育成を通じた産業の体質強化】		
< 人材育成を通じた産業の体質強化> 災害発生により被災した場合でも、早期に回復できる産業の体質強化のため、県と連携して生産・製造技術やものづくり先進技術等の習得をテーマに経営者層や管理者に対し実践的な研修等を行い、経営基盤の維持・向上を図る。	迅速な経済活動の再開のためには、リーダーシップを発揮する 人材が不可欠であることから、引き続き企業の人材育成を強化す る必要がある。	
	1	

サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞を防ぐため、企業等における業務継続体制を強化するとともに、物流機能の維持・確保等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	企業における業務継続計画(BCP)策定がより一層促進されるよう、商工会と連携して普及啓発を行っていく。	市	
	農林水産物の集出荷体制を確保するため、計画的に農林水産業施設の整備を進めるとともに、市内外の様々な物流・販売関係者との強固な信頼関係の構築を図る。	市	
	災害発生時において物流機能の確保対策が円滑に実行される よう、関係団体との連携を図りながら、課題を整理の上、手順の 策定や訓練等の実施に向けた取組を推進する。	市	
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう県とより一層 の情報共有を図っていく。	市	
	り災した企業が早期に事業を再開できるよう、迅速な対応が必要であることから、関係機関との連携相談体制を確認する。	市	
	迅速な経済活動の再開に必要なリーダーシップを発揮する人 材の育成を図るため、経営者層や管理者を対象とした研修等の実 施について県と連携して進める。	市	

4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ

4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

	ハハトトにとはより、上ハいのとことにはアンフィンファ
現在の取組・施策	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】	
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急 輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推 進している。	災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽 化対策を推進している。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、 機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
〈市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策〉 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市管理の農道・林道 の安全性等を確保するため、市による定期的な点検診断等を実 施している。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検 診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要があ る。
〈道路における障害物の除去〉 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	地震や風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、 迅速な交通の確保が必要である。
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】	
〈鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備〉 災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、鉄道事業者と情報共有を図るとともに、鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対し、県では補助を行っている。	災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保 のため、引き続き、鉄道事業者との情報共有を図るほか、鉄道事 業者が行う安全性の向上に資する施設整備等を促進していく必要 がある。

サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞を防ぐため、企業等における業務継続体制を強化するとともに、物流機能の維持・確保等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路 や救援物資の輸送路の確保を図るため、道路整備や危険箇所対策 等、機能強化と老朽化対策を実施する。	国県市	
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、道路 整備や危険箇所対策等、機能強化と老朽化対策を実施する。	市	
	市管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が 実施されるよう、定期的な点検診断等を実施する。	市	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	市	
0	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう、鉄道事業者 と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、国の補助制度等を 活用し鉄道事業者が行う施設の安全対策等の取組を促進してい く。	県市	

4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ

4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

現在の取組・施策	脆弱性評価
【エネルギー供給体制の強化】	
⟨エネルギー供給事業者の災害対策⟩ 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。また、大規模災害時に電力施設及びガス供給施設に被害が生じた場合に、迅速に復旧活動を実施できるよう、電力事業者及びガス事業者と市で協定を締結し、災害時における復旧活動拠点を確保している。	災害発生時においてエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
〈石油元売会社からの供給確保〉 大規模災害発生時の病院等重要施設への石油燃料供給対策として、通常の流通経路によらない臨時的、緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油元売会社との連携体制の構築について検討していく。	石油元売会社との連携体制を構築するほか、災害発生時には石油元売り会社の大型タンクローリーが直接重要施設に供給することから、重要施設の設備等の情報を正確に共有しておく必要がある。
<石油燃料供給の確保> 県大規模災害時石油燃料供給対策の取り決めにより、県石油商業組合より事前に申請のある市重要施設、車輛に対し優先的に燃料が供給される体制となっている。	災害発生時において円滑に石油燃料が供給されることが必要であることから、引き続き、供給先の情報更新や防災訓練の実施などにより連携体制を維持・強化する必要がある。
【企業における業務継続体制の強化】	
〈企業の業務継続計画作成の促進〉 災害発生時における中小企業者等の経済活動の停滞を回避するため、市内企業に対し、業務継続計画(BCP)の策定を促進している。	経済活動が停滞することがないよう、企業等の業務継続計画 (BCP)の策定を促進しているが、策定していない企業に対 し、引き続き、BCPの必要性について普及啓発していく必要が ある。
【道路施設の防災対策】	
〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急 輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推 進している。	災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸 送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進し ている。
〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸 送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽 化対策を推進している。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、 機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
<市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市管理の農道・林道の安全性等を確保するため、市による定期的な点検診断等を実施している。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
〈道路における障害物の除去〉 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	地震や風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、 迅速な交通の確保が必要である。

社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の 災害対策や石油製品の安定供給体制の構築を推進するとともに、企業における業務継続体制の強化等を図る。

重点	対応方策	Fn 40 → /+	重要業績評価指標
里川	(今後必要となる取組・施策)	取組主体 	(参考値)
	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域 防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が 講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	市	
	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油 燃料が供給されるよう、関係機関の情報を更新するとともに定期 的に訓練の実施についても検討していく。	市	
	災害発生時において、円滑に必要な施設等に石油燃料が供給されるよう、供給先の情報更新や防災訓練の実施などにより連携体制の維持・強化を図る。	県 市	
	企業における業務継続計画(BCP)策定がより一層促進されるよう、商工会と連携して普及啓発を行っていく。	市	
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路 や救援物資の輸送路の確保を図るため、道路整備や危険箇所対策 等、機能強化と老朽化対策を実施する。	国県市	
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、道路 整備や危険箇所対策等、機能強化と老朽化対策を実施する。	市	
	市管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が 実施されるよう、定期的な点検診断等を実施する。	市	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	市	

4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ

4-3 基幹的交通ネットワーク(陸上)の機能停止

	※人命に直接的・重大な影響を及はすりスクシナリオ
現在の取組・施策	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】	
〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急 輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推 進している。	災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。
〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、 機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
〈市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策〉 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市管理の農道・林道の安全性等を確保するため、市による定期的な点検診断等を実施している。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
〈道路における障害物の除去〉 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	地震や風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、 迅速な交通の確保が必要である。
【基幹的道路交通ネットワークの形成】	
<基幹的道路交通ネットワークの形成> 被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確保するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を要望している。	被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確保するため、 高規格幹線道路や地域高規格道路の建設が遅れているところは、 早期に整備を進める必要がある。
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】	
〈鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備〉 災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、鉄道事業者と情報共有を図るとともに、鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対し、県では補助を行っている。	災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保 のため、引き続き、鉄道事業者との情報共有を図るほか、鉄道事 業者が行う安全性の向上に資する施設整備等を促進していく必要 がある。

基幹的交通ネットワークの機能停止を防ぐため、道路、鉄道施設の防災対策の強化を図るとともに、高規格幹線道路等の整備を推進する。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路 や救援物資の輸送路の確保を図るため、道路整備や危険箇所対策 等、機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 市	
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、道路 整備や危険箇所対策等、機能強化と老朽化対策を実施する。	市	
	市管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が 実施されるよう、定期的な点検診断等を実施する。	市	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	市	
	被災地への確実かつ速やかなアクセスや多様なルートを確保 するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を要望する。	国県市	
0	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう、鉄道事業者と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、国の補助制度等を活用し鉄道事業者が行う施設の安全対策等の取組を促進していく。	県 市	

4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ

4-4 食料等の安定供給の停滞

現在の取組・施策	脆弱性評価
【被災農林漁業者の金融支援】	
く被災農林漁業者への金融支援> 災害により被害を受けた農林漁業者の経営の維持・安定を図るため、施設の復旧や再生産に要する経費を使途として融資する天災資金について、利子補給を行い、被害農林漁業者の金利負担を軽減している。	被災農林漁業者が速やかに事業再開できるよう、適切な融資制度が選択され融資手続が迅速に行われるよう支援するとともにセーフティネットへの加入促進をする必要がある。
【食料流通機能の維持・確保】	
〈食料市場の早期復旧体制の構築〉 生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を 図るため、地方卸売市場との連携及び協定の締結を行ってい る。	災害発生後においても、速やかに市場が開設されるよう、平時 から、地方卸売市場と連携し、市場再開に向けた体制を構築する 必要がある。
く災害発生時における適正価格の維持> 農産品などについて、需要増による極端な高騰、風評被害による極端な低下などが起こらないよう、県と連携しながら、適正価格の維持を図っている。	農産品の極端な高騰や低下などが起こらないよう、県と連携しながら、市場・流通関係者との関係を深め、適正価格の維持を図る必要がある。
【県産食料品の生産・供給体制の強化】	
<食料生産体制の強化> 県では、「攻めの農林水産業」を展開しており、その一環として、「安全・安心で優れた青森県産品づくり」等を推進している。これら事業と連携しながら食料生産体制の強化を図っている。	農業・畜産業については、災害発生時においても農畜産物が安定供給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。水産業については、海に接していないため、内水面漁業のみであり、今後の生産体制等について検討が必要。
〈多様な二一ズに対応した地元品づくり〉 県では、生産から販売までを一体的に取り組む「攻めの農林 水産業」の一環として、安全・安心で、多様な需要に対応する 青森県産品づくりを図るため、加工食品の生産拡大、農作物の 新たな品種やそれを育てる新たな技術の開発を行っている。	消費者等のニーズが多様化していること等を踏まえ、これに対応した安全・安心な農林水産物や加工食品を安定して供給するため、ニーズに即した品種の育成や加工食品の生産拡大をさらに推進していく必要がある。
〈地元食料品の供給を支える人づくり〉 安全・安心な農産物を今後も供給していくため、農業に携わる担い手育成や労働力確保に向けた取組を実施している。	安全・安心な農林水産物を安定供給するためには、後継者等の 確保が必要であるが、現状では減少傾向にあることから、域外を 含め、多様な人材の掘り起こしを行い、後継者の育成及び労働力 確保の必要がある。
〈食料品製造業者の供給体制強化〉 供給体制強化のため、食料品製造事業者を対象に、生産性向 上への支援を行うとともに、人材確保に係る支援も行ってい る。	災害発生時においても地元食料品が供給されるよう、生産体制 の強化と災害発生時の連絡体制の確立が必要である。
<農業・水産施設の老朽化対策> 農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の長寿命化対策を検討している。内水面漁業施設については、民間譲渡等の検討をしている。	まだ長寿命化計画を策定していない施設については策定を検討 する。
【用水供給体制の確保】	
<用水供給体制の確保> 異常渇水等による用水供給途絶に伴い、生産活動への甚大な 影響が出ないよう、節水後方活動、給水制限及び応急給水を行 うとともに用水確保に向けた取り組みを実施している。	生産活動に甚大な影響が出ないよう、関係機関と連携した用水 確保に向けた取組を行う必要がある。

食料等の安定供給の停滞を防ぐため、自給食料の確保に向けて、平時から地元食料品の生産・供給体制の強化等を図る。

	11-2-1-2-		
重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	被災農林漁業者の速やかな事業再開に向けて、関係機関と連携 し、その周知を図るとともに、セーフティネットへの加入促進を 支援を図る。	市	
	災害発生時等においても業務を確実に継続できる体制を検討 するとともに、食品の確保・提供のための機能の充実を図る。	市	
	農産品の極端な高騰や低下などが起こらないよう、県と連携しながら、市場・流通関係者との関係を深め、適正価格の維持を図る。	市	
	農林水産業の成長産業化に向けて、引き続き「攻めの農林水産業」を推進している県と連動した取り組みを実施する。農業・畜産業については、生産体制の強化に向けて、生産基盤の強化等の必要な対策を実施する。水産業については、現状の体制を維持しながら、今後の方向性について検討する。	県市	
	地元農産物を使った加工商品等の開発や販路開拓を支援し、多様なニーズに対応した新たな加工商品等の生産拡大を図る。	市	
	農業を維持・発展させ、農産物を安定供給するため、域外を含め、多様な人材の掘り起こしを行い、後継者の育成や、労働力確保に向けた取組を実施する。	市	
	供給体制を強化するため、引き続き生産体制強化のための支援を行うとともに、商工会と連携して事業者 BCP の策定を推進する。	市	
	農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、県と 連携し、施設ごとの計画を策定するなど、長寿命化対策を検討す る。	県市	
	生産活動に甚大な影響が出ないよう、関係機関と連携していく。	市	

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

リスクシナリオ

5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

現在の取組・施策	脆弱性評価
【エネルギー供給体制の強化】	
<	災害発生時においてエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
〈ガス供給施設の老朽化対策〉 県では、県内ガス供給事業者が組織する組合等における施設 等の高度化を推進するため、中小企業高度化資金貸付事業を実 施している。	災害発生時においても地域内ガス供給事業者が円滑な供給を確保できるよう、引き続き、県と連携し、施設の整備等に向けた体制作りの構築が必要となる。
〈避難所等への燃料等供給の確保〉 災害発生時に液化石油ガス等を調達するため、市と(一社) 青森県エルピーガス協会との間で「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」を締結している。	災害発生時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的 に確保するため、必要に応じて協定を見直す必要がある。
〈企業の業務継続計画作成の促進〉 災害発生時における中小企業者等の経済活動の停滞を回避するため、市内企業に対し、業務継続計画(BCP)の策定を促進している。	経済活動が停滞することがないよう、企業等の業務継続計画 (BCP)の策定を促進しているが、策定していない企業に対 し、引き続き、BCPの必要性について普及啓発していく必要が ある。
<石油燃料供給の確保> 県大規模災害時石油燃料供給対策の取り決めにより、県石油商業組合より事前に申請のある市重要施設、車輛に対し優先的に燃料が供給される体制となっている。	災害発生時において円滑に石油燃料が供給されることが必要であることから、引き続き、供給先の情報更新や防災訓練の実施などにより連携体制を維持・強化する必要がある。
【再生可能エネルギーの導入促進】	
〈再生可能エネルギーの導入〉 再生可能エネルギーなどの地域エネルギー資源を最大限に活用するため、地域のエネルギー資源を地域が主体となって活用する取組に対して支援を検討する。	災害発生時等において必要なエネルギーが自給できるよう、地域のエネルギー資源を地域が主体となって活用する新たなシステムづくりに対して、支援を検討する必要がある。
<電力系統の接続制約等の改善> 2030年度の再生可能エネルギー発電導入量見込みを達成するために、県においては、送電線の増強や系統安定化のための対策を国に要望している。	送電網が脆弱な状況となっているため、再生可能エネルギー導入を拡大し、災害発生時においても有効に機能させるためには、送電線の着実な整備や蓄電池による系統安定化対策など、送電網の充実強化を図る必要がある。
【道路施設の防災対策】	
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急 輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推 進している。	災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸 送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進し ている。

電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策や石油製品の安定 供給体制の構築を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入促進等を図る。

重点	対心力束 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	全安未模計価担保 (参考値)
	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域 防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が 講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	市	
	災害発生時においても地域内ガス供給事業者が円滑な供給を確保できるよう、引き続き、県と連携し、施設の整備等に向けた体制作りの構築を図る。	市	
	災害発生時に協定が有効に機能するよう、必要に応じて協定を 見直す。	市	
	企業における業務継続計画(BCP)策定がより一層促進されるよう、商工会と連携して普及啓発を行っていく。	市	
	災害発生時において、円滑に必要な施設等に石油燃料が供給されるよう、供給先の情報更新や防災訓練の実施などにより連携体制の維持・強化を図る。	県 市	
	災害発生時等において必要なエネルギーを自給するため、地域 のエネルギー資源を地域が主体となって活用する新たなシステムづくりを推進する。	市	
	脆弱な送電網を解消するため、県と連携しながら、送電網の充 実強化について、検討していく。	総務部県	
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路 や救援物資の輸送路の確保を図るため、道路整備や危険箇所対策 等、機能強化と老朽化対策を実施する。	国県市	

5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

リスクシナリオ

5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

現在の取組・施策	脆弱性評価
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、 機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
〈市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策〉 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市管理の農道・林道の安全性等を確保するため、市による定期的な点検診断等を実施している。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
〈道路における障害物の除去〉 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	地震や風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、 迅速な交通の確保が必要である。

電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策や石油製品の安定 供給体制の構築を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入促進等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、道路 整備や危険箇所対策等、機能強化と老朽化対策を実施する。	市	
	市管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が 実施されるよう、定期的な点検診断等を実施する。	市	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	市	

5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

リスクシナリオ

5-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

現在の取組・施策	脆弱性評価
【水道施設の防災対策】	
<水道施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時において、給水機能を確保するため、アセットマネジメント計画に基づき水道施設の耐震化・老朽化対策を進めている。	アセットマネジメント計画に基づき、老朽化施設や老朽管の増 加に対し、施設の更新及び耐震化を進めていく必要がある。
<水道施設の応急対策> 災害発生時に水道施設が損壊した場合、速やかに給水が可能となるよう、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えるとともに、修繕資機材の整備を図っている。	災害により水道施設が損壊した場合、できるだけ速やかに給水 を再開できるよう、引き続き、修繕資機材の整備を図る必要があ る。
<水道事業者の業務継続計画の策定> 災害発生時でも上水道供給業務が継続できるよう、業務継続計画(BCP)の策定に向けて取り組んでいる。	災害発生時において、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、被害想定に基づく機能確保までの具体的な行動計画(初動対応や事前対策)等の必要な事項を網羅した業務継続計画を策定する必要がある。

上水道等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、水道施設等の耐震化・老朽化対策や、早期復旧のための体制の整備等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
0	災害発生時における給水機能の確保に向けて、水道事業の広域 連携等による経営の効率化やアセットマネジメント計画に基づ く耐震化事業の実施など水道事業者における取組を推進してい く。	市	基幹管路の耐震化率 2.5%(R2)→8.9%(R11)
	災害により水道施設が損壊しても迅速に給水が再開できるよう、引き続き、必要に応じ、応急復旧のための体制の見直し及び 修繕資機材の更新を図る。	市	
	災害発生時における上水道供給の維持と被災施設の速やかな 回復が図られるよう、水道事業の業務継続計画を策定する。	市	水道事業業務継続計画 未策定【R1】

5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

リスクシナリオ

5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

現在の取組・施策	脆弱性評価
【下水道施設の機能確保】	
〈下水道施設の耐震化・老朽化対策〉 災害発生時において、公衆衛生を確保するため、ストックマネジメント計画に基づき下水道施設の耐震化・老朽化対策の改築更新を実施している。	下水道施設のストックマネジメント計画の見直しにより、下水道施設の耐震化・老朽化対策を進めていく必要がある。
〈下水道事業者の業務継続計画の策定〉 災害発生時の汚水処理機能の維持又は被災した場合の速やかな回復のため、対応体制や非常時対応計画を定めた業務継続計画を策定している。	災害発生時においては、人・物等利用できる資源の制限を考慮 する必要があることから、被害想定に基づく機能確保までの具体 的な行動計画(初動対応や事前対策)等の必要な事項を網羅した 業務継続計画を策定する必要がある。
く農業集落排水施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時において、農村地域における公衆衛生を確保する ため、農業集落排水施設の耐震化や老朽化対策に取り組んでい る。	災害時における農村地域における公衆衛生の確保のため、長寿 命化計画(最適整備構想)を策定し、耐震化や老朽化対策を進め ていく必要性がある。
<農業集落排水施設の耐災害性の確保> 市が管理する農業集落排水施設の耐災害性の向上を図るため、非常用電源装置等の設置を検討している。	農業集落排水施設の汚水処理施設については、災害発生時の停電による冠水を防止するための非常用電源装置の設置が必要である。
<避難所等におけるトイレ機能の確保> 災害発生時の避難所等における衛生環境の維持のため、既設トイレ機能の確保のほか、仮設トイレについても備蓄や、災害時の物資供給の協定を締結して確保を図っている。	汚水処理施設等の機能が停止した場合においても、避難所等の 衛生環境を維持できるよう、既設トイレ機能の確保のほか、仮設 トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等の備蓄、調達方法を検討する 必要がある。
【合併処理浄化槽への転換の促進】	
く合併処理浄化槽への転換の促進> 老朽化した単独処理浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換等、合併処理浄化槽の設置を促進するため、導入に要する経費の一部を助成している。	依然として多くの単独処理浄化槽が残っていることから、災害 発生時に備え、下水道処理区域等以外においては引き続き単独処 理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要 がある。

汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、下水道施設や農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策等の推 進を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
0	災害発生時の汚水処理機能確保に向けて、市管理の下水道施設 についてストックマネジメント計画の見直しにより、耐震化・老 朽化・対策を進めていく。	市	ストックマネジメント計画策定 策定済み (H28) →見直し (随時)
	災害発生時における汚水処理機能の維持と被災施設の速やか な回復が図られるよう、下水道事業の業務継続計画の内容を見直 す。	市	下水道業務継続計画 策定済(H28)→見直し(随時)
0	災害発生時における農村地域における公衆衛生確保のため、長寿命化計画(最適整備構想)を策定し、耐震化や老朽化対策を進めていく。	市	長寿命化計画(最適整備構想) 策定済み(H24)
	災害発生時における農業集落排水施設の汚水の流下機能及び 消毒機能の確保に向けて、非常用電源装置や固形塩素剤の添加装 置の設置について検討する。	市	
	既設トイレ機能の確保のほか、仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等の備蓄数量等の検討、協定内容の再確認などを実施する。	市	
	単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換等、合併処理浄化槽の設置を促進するため、引続き導入の推進の取組を 実施する。	市	

5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

リスクシナリオ

5-4 地域交通ネットワークが分断する事態

現在の取組・施策	脆弱性評価	
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急 輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推 進している。	災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸 送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進し ている。	
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、 機能強化や老朽化対策を行う必要がある。	
< 市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市管理の農道・林道の安全性等を確保するため、市による定期的な点検診断等を実施している。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検 診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要があ る。	
〈道路における障害物の除去〉 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	地震や風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、 迅速な交通の確保が必要である。	
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】		
<鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備> 災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、鉄道事業者と情報共有を図るとともに、鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対し、県では補助を行っている。	災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保 のため、引き続き、鉄道事業者との情報共有を図るほか、鉄道事 業者が行う安全性の向上に資する施設整備等を促進していく必要 がある。	
【路線バスの運行体制の維持】		
〈路線バスの運行体制の維持〉 災害発生時等の交通手段確保のため、バス事業者と運行状況 等に関する情報共有を図っているほか、路線維持を図るため、 運行欠損に対する補助を行っている。	災害発生時における人員輸送について、引き続き、バス事業者 等と運行状況等に関する情報共有を図る必要がある。	

地域交通ネットワークが分断する事態を防ぐため、道路施設や鉄道施設の防災対策を推進するとともに、バス 路線等の維持を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路 や救援物資の輸送路の確保を図るため、道路整備や危険箇所対策 等、機能強化と老朽化対策を実施する。	国県市	
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、道路 整備や危険箇所対策等、機能強化と老朽化対策を実施する。	市	
	市管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が 実施されるよう、定期的な点検診断等を実施する。	市	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	市	
0	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう、鉄道事業者 と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、国の補助制度等を 活用し鉄道事業者が行う施設の安全対策等の取組を促進してい く。	県市	
	引き続き、バス事業者と運行状況等に関する情報共有や、バス 路線維持に係る補助を実施するほか、災害発生時における人員輸 送について、バス事業者等との連携体制構築に向けて対応を検討 していく。	市	

6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ

6-1 ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

※人叩に追按門・里人は影響を及ばすり入グ		
現在の取組・施策	脆弱性評価	
【ため池の防災対策】		
<農業用ため池の防災対策> 将来にわたる農業用防災ダム・ため池の機能発揮に向けて、 市町村及び土地改良区等が管理している農業用ため池について 県と連携して長寿命化計画の策定が進むよう、技術的な支援を 実施している。	県管理の農業用防災ダムについては、老朽化が進行していることから、県が計画的に点検・診断を実施し、長寿命化計画を策定する。 市町村及び土地改良区等が管理する農業用ため池については、市町村及び土地改良区が長寿命化計画の策定を行う。	
〈ため池八ザードマップの作成〉 下流に人家や公共施設等があり、規模の大きいため池について、災害等により決壊した場合の人命の安全を確保するため、 八ザードマップの整備を進めている。	下流に人家や公共施設等があり、ため池が決壊した場合、人命に関わるため池があることから、作成したハザードマップについて、毎戸配布する等により周知する必要がある。	
【防災施設の機能維持】		
<農山村地域における防災対策> 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。	引き続き、県と連携しながら、治山施設や地滑り防止施設の整備や機能維持をしていく必要がある。	

ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生を防ぐため、ダム施設、防災施設等の老朽化対 策等を推進するとともに、ため池ハザードマップの作成により危険地区の周知や防災意識の醸成を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
0	農業用ため池については、計画的に点検・診断を実施の上、長寿 命化計画を策定し、県と連携しながら老朽化・耐震化対策を実施 する。	市	
	ため池が決壊した場合の下流域の安全を確保するため、該当するため池の八ザードマップを作成し毎戸配布する等により周知する。	市	
	引き続き、県と連携しながら、治山施設や地滑り防止施設の整 備を検討していく必要がある。	県市	

6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ

6-2 有害物質の大規模流出・拡散

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシ ュージーである。	
現在の取組・施策	脆弱性評価
【有害物質の流出・拡散防止対策】	
〈有害物質の流出・拡散防止対策〉 災害発生に伴う危険物や毒劇物の流出・拡散を防止するために、消防本部では、事業者の施設管理、保管等を関係法令等に基づいて指導している。 毒物・劇物の流失防止のため、毒物劇物取扱い施設に対し保管・管理・使用等について監視指導を行っている。	災害発生時においても、危険物・毒劇物の流出・拡散が起こる ことのないよう、適切な管理・保管や、流出防止対策の実施等に ついて指導等を行っていく必要がある。また、事業所に対し、災 害時における応急対策計画の策定についても指導が必要である。
< 公共用水域等への有害物質の流出・拡散防止対策>公共用水域及び地下水への有害物質の流出・地下浸透を防止するため、県と連携し、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に適用される構造等基準を遵守している。	水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に適用される構造等基準については、災害発生時を考慮したものではないことから、流出時の措置について、検討する必要がある。
〈有害な産業廃棄物の流出等防止対策〉 廃棄物の飛散、流出等防止のため、県と連携し、事業者に対し、廃棄物処理法に基づく廃棄物の処理基準、保管基準等の遵守、管理責任者の設置等を指導している。	有害な産業廃棄物(特に硫酸、苛性ソーダ)が事業場外に流出することにより、生活環境への影響、住民の健康被害が懸念されることから、適正保管の確保、緊急時における拡散防止対策、連絡体制等を整備する必要がある。 また、環境への影響や健康被害を防止するため、事業者に対し、有害な廃棄物の適正な保管や早期の処分を指導していく必要がある。
<大気中への有害物質の飛散防止対策> 解体等工事に係る建築物の検査業務は、県が所管(中核市を除く地域に限る。)しており、解体工事等の受注者に義務付けられているアスベストの使用の有無の調査(事前調査)の状況などを確認している。上記検査時に特定粉じん(アスベスト)排出等作業現場において、アスベスト飛散がないことを確認するため、アスベストの濃度測定を行っている。	災害発生時には、生じた廃建材等にはアスベストが混入されている恐れもあることから、作業を行う者は廃建材等の性状を観察して、アスベスト等が混入している恐れがある時は、他の廃棄物とは別に集積し、飛散防止対策を講じる必要がある。
【有害物質流出時の処理体制の構築】	
〈有害物質流出時の処理体制の構築〉 有害物質が河川等に流出した場合の迅速な処理を行うため、 平時から国及び県管理河川において水質事故等発生時の連絡体 制が構築されている。 流出事故発生時においては、公共用水 域の水質保全のため、必要に応じて現地調査及び水質測定を実 施する。	災害発生時に、有害物質が河川等に流出した場合、水質汚染や 健康被害の発生等の二次被害が発生するおそれがあることから、 平時と同様に迅速な処理が行えるよう速やかに水質測定を行い、 汚染の度合いを把握する必要がある。
< 有害物質の大規模流出・拡散対応> 有害物質の流出等が発生した場合は、被害の拡大防止、事態 収束のため、関係機関が出動し、対応する。	有害物質が大規模に流出等した場合は、早期に事態を収束させ る必要があることから、関係機関との連携向上を図る必要があ る。

有害物質の大規模流出・拡散による二次災害の発生を防ぐため、有害物質取扱事業所等に対する監視・検査指導等を通じた流出・拡散防止対策の推進や、坑廃水処理関係施設の稼働の確保等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害発生時においても、危険物・毒劇物の流出・拡散が起こることのないよう、適切な管理・保管や、流出防止対策の実施等について指導等を行っていく必要がある。また、事業所に対し、災害時における応急対策計画の策定についても指導が必要である。	市 消防本部	
	災害発生時に有害物質が流出した時に迅速に適切な措置を講 じさせるため、流出時の措置について、平時から検討する。	市 消防本部	
	災害発生時の健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業 者に対し、薬品類の適正保管について普及啓発等を進める。	市	
	引続き、県と連携し、災害発生時における、アスベストの分別保管、漏えい、汚染防止に努めるとともに、大気汚染防止法等届出などの事前の登録データ等を活用し、飛散防止を図る。	県 市	
	災害発生時の有害物質の流出・拡散時に、迅速な処理が行えるよう、速やかに汚染の度合いを把握するため、引き続き連絡体制を維持するとともに緊急時のモニタリング体制を平時から検討する。	国県市	
	有害物質が大規模に流出した場合における事態の早期収束等 のため、関係機関との連絡体制の強化を図る。	市消防本部	

6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ

6-3 農地・森林等の荒廃等による被害の拡大

	※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ
現在の取組・施策	脆弱性評価
【荒廃農地等の発生防止・利用促進】	
<農地利用の最適化支援> 荒廃農地等の発生防止・解消と、農業の生産性向上を図るため、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地等の再生利用の取組を支援している。	有効に活用されていない荒廃農地・遊休農地は、災害発生時に 崩壊等の危険性が高いことや、湛水機能の低下を招き洪水発生リ スクが高まること、さらに災害発生後の生産を維持していく上で 障害となる可能性があることから、担い手への農地の集積・集約 化と再生作業の支援により更なる農地の集積・集約化と荒廃農地 等の解消を推進する必要がある。
<農地の適正管理支援> 荒廃農地等の発生を抑制し、農地を有効に活用するため、農地の大区画化や用排水対策など生産基盤の整備を推進している。	異常気象による被害発生・拡大防止には、農地を農地として維持し、適切に管理しながら農作物を生産していくことが有効であることから、引き続き、農業生産基盤の整備等を実施していく必要がある。
【森林資源の適切な保全管理】	
<森林の計画的な保全管理> 将来にわたり、森林が有する土砂災害防止をはじめとする多面的機能の維持・増進を図るため、国の造林補助事業等を活用し、間伐や再造林などの森林整備を推進している。	近年、木材需要の高まりに応じて伐採面積が増加する中、森林 施業コストが高いため、再造林されずに放置される森林が増加し ていることから、再造林や間伐の着実な実施に向けた対策を講ず る必要がある。
<森林整備事業等の森林所有者への普及啓発> 土砂災害防止等重要な役割を持つ森林を良好な状態で次世代 に引き継ぐため、森林所有者を対象とした説明会など普及啓発 活動を実施している。	森林を良好な状態で次世代に引き継ぐためには、森林所有者の 理解が不可欠であるため、これまで以上に、森林整備の必要性等 について、森林所有者への普及啓発活動を強化する必要がある。
【農山村地域における防災対策】	
〈農山村地域における防災対策〉 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住 民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施 設等を県と連携しながら整備している。ダムや水田などの雨水 の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や 農地の整備を推進している。	治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、長寿命化計画の策定や対策を進めるとともに、引き続き必要箇所の整備など、県と連携し、事業を推進する必要がある。洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。
【農林水産業の生産基盤の防災対策】	
<農業・水産施設の老朽化対策> 農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の長寿命化対策を検討している。内水面漁業施設については、民間譲渡等の検討をしている。	まだ長寿命化計画を策定していない施設については策定を検討 する。

農地・森林等の荒廃等による被害の拡大を防ぐため、荒廃農地の発生防止・利用促進や森林資源の適切な保全管理を推 進するとともに、治山施設等の老朽化対策等を実施する。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、市、農業委員会 及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積と再生利用を 進め、荒廃農地等の発生防止・解消に取り組む。	市	
	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、引き続き、荒廃 農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するための、農業生産基 盤の整備を推進する。	市	
	引続き、県などと連携しながら、森林所有者の造林意欲向上に つながる低コスト化技術の普及・定着や社会全体で再造林を支援 する新たな仕組みづくりに取り組み、森林の適切な保全を図る。	市	
	森林整備事業等の推進に向けて、引き続き、県などと連携しながら、森林所有者を対象とした説明会や巡回指導を行い、森林所有者等への普及啓発活動を実施する。	県 市	
0	荒廃地等(荒廃するおそれのある場所、遊休農地等を含む)の早期復旧のため、治山施設等を整備すると共に、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、県と連携しながら農業用ダムの維持管理を適切に実施するとともに、必要に応じて水田の区画整理など、農業農村整備事業を実施する。	県 市	
			_
	農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、県と 連携し、施設ごとの計画を策定するなど、長寿命化対策を検討す る。	県 市	

6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ

6-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

	※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ
現在の取組・施策	脆弱性評価
【風評被害の発生防止】	
<正確な情報発信による風評被害の防止> 安全・安心な地元農産品を国内外に広くアピールするため、 市場、販売店等でのプロモーションなどを平時から消費者や販 売業者等に対し安全・安心な県産品の情報発信を行っている。	災害発生に伴う風評被害を防止するためには、何よりも正確な情報を発信する必要があることから、地元農産品の正確な情報発信のための仕組みを平時から構築しておく必要がある。
〈物流関係者との信頼関係の構築〉 美味しく、安全・安心な県産品をPRするため、トップセールスや青森フェア等を実施し、県内外の販売関係者と信頼関係を構築するとともに、消費者に対する情報発信を行っている。県産農林水産物の安全・安心確保に向けて、生産から加工・流通・販売に携わる関係者と情報を共有するための会議を開催している。	災害発生に伴う風評被害を防止するためには、日ごろから本県 産の安全・安心性を積極的にPRし、物流・販売関係者や消費者 との強固な信頼関係を構築しておく必要がある。
【風評被害の軽減対策】	
<風評被害の軽減対策> 東日本大震災時には、県産品の安全性を確認するとともに、 消費者の信頼を確保するため、放射性モニタリング調査を実施 し、県のホームページに公表している。	災害発生等により風評被害が発生した場合には、直ちに正確な 情報を発信するなど被害軽減のための活動を実施し、速やかに風 評被害を根絶する必要がある。

風評被害等による地域経済等への甚大な影響の発生を防ぐため、平時より県産品に関する正確な情報を発信する体制の整備や、物流関係者との信頼関係の構築等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害発生時における地元農産品の風評被害の防止に向けて、正確な情報発信のために、県や民間事業者と連携し、情報発信を実施する。	県市	
	災害発生時の風評被害防止に向けて、量販店・スーパーや消費者等との間にさらに強い信頼関係を構築するのため、県と市町村の連携によるトップセールスの実施や、ウェブサイトの適切な更新等により、安全・安心性のPRの強化を図る。引き続き、生産・流通・販売等関係者との情報共有を図る。	県 市 民間事業者	
	災害発生等による風評被害が発生した場合には、平時において 構築された情報発信・連携体制を最大限に活用して早急に正確な 情報を発信し、風評被害を根絶する。	県 市 民間事業者	

東前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ

7-1 大量に発生する廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

	※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ
現在の取組・施策	脆弱性評価
【災害廃棄物の処理体制の構築】	
<災害廃棄物処理計画の策定> 災害廃棄物の円滑な処理を行うため、国の「災害廃棄物対策 指針」等に基づき、「平川市災害廃棄物処理計画」を策定した。	災害廃棄物は一般廃棄物とされ、基本的には被災市町村がその 処理を担うことから、計画を実際に運用するための詳細な手順を 確認する必要がある。
<災害廃棄物等の処理に関する連携の強化> 災害が発生した場合において、円滑に災害廃棄物処理やし尿 処理が行われるよう、関係団体(一般社団法人青森県解体工事 業協会)や関係自治体と協定を締結している。	災害廃棄物の円滑な処理を行うため、事業者等に関係する情報 を共有する等、引続き関係団体との連携を推進する必要がある。
<農林水産業に係る災害廃棄物等の処理に関する連携の強化> 農業資材等に係る廃棄物の円滑な処理を行うため、市や農協 等による処理体制を検討している。	災害発生時においても、被災農業資材等の廃棄物が円滑に処理 されるよう、平時から、事業者等と関係する情報を共有し、引き 続き、関係団体との連携を推進する必要がある。
<大気中への有害物質の飛散防止対策> 解体等工事に係る建築物の検査業務は、県が所管(中核市を除く地域に限る。)しており、解体工事等の受注者に義務付けられているアスベストの使用の有無の調査(事前調査)の状況などを確認している。上記検査時に特定粉じん(アスベスト)排出等作業現場において、アスベスト飛散がないことを確認するため、アスベストの濃度測定を行っている。	災害発生時には、生じた廃建材等にはアスベストが混入されている恐れもあることから、作業を行う者は廃建材等の性状を観察して、アスベスト等が混入している恐れがある時は、他の廃棄物とは別に集積し、飛散防止対策を講じる必要がある。
【廃棄物処理施設被災による長期間の機能停止対策】	
〈廃棄物処理連携体制の構築〉 市内で発生するごみは、平賀・碇ヶ関地域については、近隣 6市町村で構成する弘前地区環境整備事務組合(弘環組合)、尾 上地域については、近隣5市町村で構成する黒石地区清掃施設 組合(黒清組合)の一部事務組合が管理するごみ処理施設へ搬 入され、処理されている。市内で発生するし尿等は、近隣8市 町村で構成する津軽広域連合が管理するし尿等希釈投入施設で 希釈し、県が管理する下水道浄化施設で処理されている。	大規模広域災害の発生時は、ごみ処理施設そのものの被災によるごみ処理能力の低下のほか、構成市町村のごみがごみ処理施設へ持ち込まれるため、一部事務組合による搬入制限が設定されることが想定される。この場合、民間の産業廃棄物処理施設や、管外(県内又は県外)のごみ処理施設への搬送を検討する必要がある。し尿の処理についても同様に、管外(県内又は県外)のし尿等処理施設への搬送を検討する必要がある。
【斎場被災による長期間の機能停止対策】	
〈火葬施設連携体制の構築〉 やすらぎ聖苑については平成12年から使用している施設のため、現況調査および維持管理計画策定を実施し、施設改修、 火葬炉設備の修繕等を行うこととしている。碇ヶ関斎場についても維持管理計画による火葬炉設備の修繕、また、適宜、施設の修繕を行うこととしている。	現況調査および維持管理計画に基づき火葬炉設備や施設改修を 進め、施設の減災を模索する必要がある。

大量に発生する廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、市町村における災害廃棄物処理 計画の策定を促進するとともに、災害廃棄物等の処理に関する連携体制の強化等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	「平川市災害廃棄物処理計画」をもとに、災害の規模や発生場所に応じ、適正かつ迅速に災害廃棄物を処理するよう、国や県、関係団体等とさらなる情報共有及び連携を図る。	国 県 市 近隣市町村	
	国、県、周辺市町村、一部事務組合、民間事業者団体と調整し、 県内外での広域的な処理のための連携・協力体制を整備する。	県 市 民間事業者	
	災害発生時においても、被災農業資材等の廃棄物が円滑に処理 されるよう、関係団体との協定等の締結や、連携・連絡体制の構 築を図る。	県 市 民間事業者	
	引続き、県と連携し、災害発生時における、アスベストの分別保管、漏えい、汚染防止に努めるとともに、大気汚染防止法等届出などの事前の登録データ等を活用し、飛散防止を図る。	県市	
	民間の産業廃棄物処理施設や、管外(県内又は県外)のごみ処理施設及びし尿処理施設と連携を図る。	市 近隣市町村	
_			
0	現況調査および維持管理計画に基づき火葬炉設備や施設改修 を進め、施設の減災を模索する。	市近隣市町村	

7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ

7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

現在の取組・施策	脆弱性評価
【防災ボランティア受入体制の構築】	
く防災ボランティア受入体制の構築> 市内で大規模災害が発生し、市に災害対策本部又は災害対策 連絡本部が設置された場合には、平川市社会福祉協議会と協議 の上、防災ボランティアセンターを設置することとしている。	災害ボランティアセンターの開設、運営については、社会福祉 協議会をはじめとした関係機関で構成される「災害ボランティア センター」において実施されることから、各機関との平時からの 連携、情報共有を図る必要がある。
〈防災ボランティアの育成〉 災害発生時の応急対策や復旧活動を行う上で、防災ボランティアの役割や活動が重要であることから、平川市社会福祉協議会等と連携し防災ボランティアの育成に取り組んでいる。	災害発生時に、被災者の多様なニーズに対応し円滑な救援活動を実施するためには、平常時から、様々なボランティア団体を対象とした防災に関する研修・訓練等を実施し、防災ボランティアの育成強化を図る必要がある。
【技術職員等の確保】	
〈復旧作業等に係る技術者等の確保〉 大規模災害等が発生した場合の応急対策業務(障害物除去用の重機・資機材等の調達を伴う工事やその設計業務等)を速やかに実施するため、官民連携による対応力強化を図っている。	大規模災害発生時に、技術者の不足により復旧作業等に支障をきたすおそれがあることから、建設関連企業との連携を強化するとともに、i-Constructionを活用し、道路啓開や応急対策業務を迅速に行う人材を確保・育成する必要がある。※i-Construction: ICT 技術の活用、規格の標準化及び施工の平準化により生産性の向上を図る取組であり、ここでは技術者不足を補うための、災害時の調査や復旧工事へのICT 技術の活用、規格の標準化された工法等のこと。
〈災害応援の受入体制の構築〉 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受け入れ態勢の構築を図っている。	災害発生時に迅速かつ速やかに他市町村からの応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡、要請等の手順や手続き等を訓練により定期的に確認するとともに、応援職員の受け入れを円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。
【建設業の担い手の育成・確保】	
<建設業の担い手の育成・確保> 社会資本整備や災害対応を担うなど、市民の暮らしと地域の 安全・安心を守り、地域に不可欠な建設業が将来にわたり存続 できるよう、経営の多角化支援とともに、担い手確保に向けた 取組について検討している。	地域の建設業は、建設投資の減少による競争の激化や、従業員の 高齢化、若年入職者の減少による担い手不足がとりわけ深刻であ ることから、地域の建設業が将来にわたり存続していくため、担 い手の安定的な確保に向けた取組を引き続き推進していく必要が ある。
【農林水産業の担い手の育成・確保】	
<農林水産業の担い手育成・確保> 地域の基幹産業である農業を将来にわたって維持・発展させるため、担い手の確保に取り組んでいる。	災害による被害から地域経済を迅速に復旧するためには、基幹 産業である農業を維持し、成長産業として発展させていくことが 重要となるが、農業従事者が減少傾向にあることから、平時から 後継者の育成や新規参入を推進し担い手を確保していく必要があ る。
(農業の担い手育成・確保) 生産活動や地域活動などを実践し、地域の将来を支えていく 担い手を育成している。	農業を支える多様な人材を育成・確保するとともに、地域経営 の視点に立って、地域をけん引するリーダー及び経営体を育成す る必要がある。
(林業の担い手育成・確保) 関係機関と連携し、森林の整備や木材を生産する担い手の育成・確保に向けて取り組んでいる。	林業の機械化が進んでおり、専門的かつ高度な知識と技術が求められていることから、一定の能力を身につけた後継者の育成や新規参入を推進する必要がある。

道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、受援・連携体制の構築を図るとともに、建設業・農林水産業の担い手の育成・確保や産業を支える人材の育成等を図る。

	112.156		
重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
			(ショル)
	《『宝み/トローヤルスは《ボニン.ニュフの田海か英】ね と効用	市	
	災害発生時における防災ボランティアの円滑な受入れと効果 的に活動できる体制の構築に向けて、市防災訓練等において開	社会福祉協議会	
	設、運営訓練を行うとともに、平時からの情報共有を図る。		
	 引続き、県等で実施する防災に関する研修・訓練等に参加し、	県	
	防災ボランティアコーディネータの育成を図るとともに、防災ボランティア育成強化を図る体制を構築する。	市	
	フノナイナ 日版風山で回る仲間で梅末する。		
	道路啓開や応急対策業務を迅速に行うため、i-Construction を	市	
	活用し、平川市建設協会と締結している災害時における応急対策	יווי	
	業務の協力協定等の既存の取組のほか、青森県農村災害支援協議 会を活用するなど、官民連携による対応力強化に引き続き取り組		
	んでいく。		
	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡、要請等の実施 手順や手続き等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練、	市	
	研修等により実効性を高めていく。		
	サムタナ教徒や《宝もたの復旧・復聞も担え建む業の担い手の	±	
	社会資本整備や災害からの復旧・復興を担う建設業の担い手の 安定的な確保に向けた取組について、県、関係団体と連携しなが	市	
	ら検討していく。		
	基幹産業である農業の成長産業化に向けて引き続き課題を踏	市	
	まえながら、地域を支える担い手の育成・確保に取り組む。		
	 高品質な農産物の生産や高付加価値化など、これからの農業を	市	
	支える多様な人材を育成・確保するとともに、地域経営の視点に		
	立って、地域をけん引するリーダー及び経営体を育成するための 取組を実施する。		
	林業の機械化に対応した、専門的かつ高度な知識と技術を備え	市	
	た林業技術者の確保に向けて、一定の能力を身に着けた後継者の	112	
	育成や新規参入を推進する。		
	<u> </u>		

東前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ

7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスク	
現在の取組・施策	脆弱性評価
【人材育成を通じた産業の体質強化】	
<産業を支える人材の育成> 経済や雇用の大きな柱であるものづくり産業を支えるため、 県や関係機関と連携し、企業の人材育成に対する支援について 検討していく。	大規模災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、高度な人材が必要になることから、引き続き開発力やマネジメント力などの様々な技能を有した人材の育成を積極的に進める必要がある。
【キャリア教育等の推進】	
〈キャリア教育等の推進〉 建設業・農林水産業の担い手や地域産業を支える人材を育成するため、工業高校・農業高校等の専門高校等において、インターンシップや体験学習などのキャリア教育・職業教育を推進している。	建設業や農林水産業において担い手の確保が課題となっている 現状を踏まえ、それぞれの業種に必要とされる知識、技能、態度 等を備えた人材の育成を図るため、キャリア教育、職業教育の一 層の充実を図る必要がある。
【防災人材育成】	
<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進している。	災害発生時の公助による救助・救急活動の絶対的人員不足の際、各地域において地域住民が救助・救急活動を行う自主防災組織活動カバー率は95%(R2.4)であり、さらに自主防災組織を設立させる必要がある。
〈消防力の強化〉 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備 指針」に基づき地域の実情を踏まえ消防体制(施設・人員)の 整備を進めている。また、弘前消防本部の消防力では対応でき ない大規模災害等に対応するため、県内消防の相互応援体制及 び県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
〈消防団の充実〉 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、市内のイベントなどで、消防団活動の理解と入団促進を図るための広報活動を実施しているほか、消防団協力事業所表示制度の導入、機能別消防団の導入を実施している。	近年、消防団員は年々減少しており、令和2年4月1日現在で662人となっていることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。また、引き続き、消防団員の処遇改善を検討していくとともに、消防本部と連携体制の構築及び強化を図り、地域防災力を向上させる必要がある。
<被害認定調査等の体制確保> 発災時に適切な被災者支援を行えるよう、平時より災害救助 事務等に対応できる体制づくりを行っている。	被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認 定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に地方公共団体が対応 すべき事項について、平時から的確に周知すると共に、災害時に は迅速かつ適切に実施していく必要がある。

道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、受援・連携体制の構築を図るとともに、建設業・農林水産業の担い手の育成・確保や産業を支える人材の育成等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	円滑な復旧・復興を支える技術者の専門スキルの向上や経営者 層に必要な技術習得を支援するなど、県や関係機関と連携し、企 業の人材育成に対する支援について検討していく。	市	
	災害からの復旧・復興を担う建設業・農林水産業の担い手や、 地域産業を支える人材に必要な知識、技能、態度等を育むため、 関係校におけるキャリア教育、職業教育の充実を図る。	市	
	自主防災組織の設立促進と、活動の活発化に向けて、リーダー 研修会や防災啓発研修等の取組を実施する。	市	自主防災組織数51団体 割合95%【R2】→100%【R 4】
	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施するほか、近年発生した事案の教訓を踏まえた対応を検討する。	県 市 消防本部	
	引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を 進める。また、県や消防本部とも連携しながら、効果的な手法の 検討と広報活動や訓練等を実施する。	県 市 消防本部	【現状】660 人 【目標】680 人
	発災時に迅速かつ適切な被災者支援を行えるよう、平時より災 害救助事務等の対応ができる体制づくりを進める。	市	

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ

7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシブ		
現在の取組・施策	脆弱性評価	
【応急仮設住宅の確保等】		
<応急仮設住宅の迅速な供給> 災害発生時において、迅速に応急仮設住宅を供給するため、 建築予定地を定めている。	応急仮設住宅の建設に関する具体的な手順等が定められていないことから、建設に関する具体的な整備マニュアルを作成する必要がある。また、災害発生時に民間賃貸住宅の提供に関する協定が締結されていないことから、民間賃貸住宅の提供に関する協定を締結するとともに、木造応急仮設住宅の標準設計を作成する必要がある。	
[地域コミュニティの強化]		
<地域防災力の向上> 住民が主体となる自主防災組織の自主的な防災訓練を補助するため、自主防災組織設立後5年間を目途に訓練資機材の補助を実施している。	地域コミュニティの希薄化により、地域防災力の低下が懸念されることから、地域コミュニティの維持・活性化を図るとともに、自主防災組織と中心とした自助・共助を軸とした地域防災力の向上が急務である。	
<地域コミュニティの維持・活性化> 大規模な災害時には地域の助け合いが重要であることから、防 災の観点からも隣近所とのつながりを深めておくことが重要で あり、市としても町会加入を推進している。	少子高齢化や個人の価値観の変化などに加え、人口減少が進んでおり、地域コミュニティの維持・活性化のためにも町会加入者の増加を図る必要があるが、加入するかは任意のため全住民の加入には至っていない。	
<農山漁村の活性化> 農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行い地域力の再生を実現するための取組を推進している。	人口減少が進む中、農山漁村が有する自然・景観・文化などの地域資源を将来に引き継いでいくためには、自立した農林水産業の確立を図りながら地域コミュニティ機能の維持・再生に取り組んでいく必要がある。	
<地域コミュニティの担い手育成> 地域コミュニティの基盤となる町会の維持・活性化のため、 地域を支える人材の育成の支援について検討を行っている。	町会活動の担い手不足が大きな課題となっているため、活動を 担う人材育成に取り組む必要がある。	
<地域を支えるリーダーの育成> チャレンジ精神、豊かな発想力、広い視野を持って、起業・ 創業、経営革新、地域づくりに果敢に挑戦していく人材の育成 と、ネットワークづくりを図っていくための取組について検討 している。	地域コミュニティの維持・活性化のためには、地域の核となる リーダーを育成する必要があるが、リーダーの数を増やすこと、 人材のスキルを上げるには継続的な取組が必要である。	
<消防団の充実> 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、市内のイベントなどで、消防団活動の理解と入団促進を図るための広報活動を実施しているほか、消防団協力事業所表示制度の導入、機能別消防団の導入を実施している。	近年、消防団員は年々減少しており、令和2年4月1日現在で662人となっていることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。また、引き続き、消防団員の処遇改善を検討していくとともに、消防本部と連携体制の構築及び強化を図り、地域防災力を向上させる必要がある。	

地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、応急仮設住宅を迅速に供給する体制を確保するとともに、地域コミュニティ・農山漁村の活性化や地域を支えるリーダーの育成等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
			\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
	災害発生時に、より迅速に応急仮設住宅を供給するため、県と連携して、整備マニュアルの作成を行うとともに、災害発生時に民間賃貸住宅の提供に関する協定を締結し、関係団体と連携して災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅のリストを作成する。	県 市	
	自主防災組織が実施する防災訓練を支援し、地域コミュニティ の活性化とともに自助、共助を軸とした地域防災力の向上を図 る。	市	
	災害発生時における共助を支える地域コミュニティの強化に 向けて、引き続き、地域コミュニティの重要性を周知し、町会加 入への動機付けを促す。	市	5年間で400世帯加入(第2期まち・ひと・しごと総合戦略)
	農業者はもとより地域の人々などの参加を促進し、水路の泥上 げや草刈りなどの作業など、自ら行えることは自ら実施していく ことにより、地域力の再生を実現していく。	市	
	地域コミュニティの基盤となる町会の維持・活性化に向けて、 引き続き、地域を支える人材の育成を支援し、持続的可能な地域 活動の実現に取り組む。	市	
	地域コミュニティの維持・活性化を担う地域の核となるリーダ 一の育成に向けて、今後も継続した取り組みを実施する。	市	
	引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を 進める。また、県や消防本部とも連携しながら、効果的な手法の 検討と広報活動や訓練等を実施する。	県 市 消防本部	【現状】660 人 【目標】680 人

東前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ

7-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

現在の取組・施策	脆弱性評価
【鉄道の運行確保】	
〈鉄道事業者との連携による早期復旧〉 災害発生時における鉄道の運行確保・早期復旧を図るため、 鉄道事業者との間で、列車の重大事故、トンネル橋梁の崩落 等、大規模な交通障害が発生又は発生するおそれのある場合に おける連絡体制を構築している。 また、その他の鉄道事業者 との間で、緊急時対応のため、運休情報等を含む情報共有を平 時から行っている。	災害発生時における人員輸送・物流の確保と、早期復旧に向けて、引き続き、平時からの情報共有をはじめ、鉄道事業者との連携を図っていく必要がある。
【道路施設の防災対策】	
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急 輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推 進している。	災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、 機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
<市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市管理の農道・林道の安全性等を確保するため、市による定期的な点検診断等を実施している。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	地震や風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、 迅速な交通の確保が必要である。
【基幹的道路交通ネットワークの形成】	
<基幹的道路交通ネットワークの形成> 被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確保するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を要望している。	被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確保するため、 高規格幹線道路や地域高規格道路の建設が遅れているところは、 早期に整備を進める必要がある。
【代替交通・輸送手段の確保】	
< 代替交通手段の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段 確保のため、鉄道事業者と情報共有を図っている。	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通 手段が確保されるよう、引き続き、鉄道事業者と情報共有を図る 必要がある。
< (代替輸送手段の確保> 県では災害発生時における海路による輸送を確保するため、 青森港、八戸港、大湊港について耐震強化岸壁を整備している ほか、空路による輸送を確保するため、回転翼機等の空港利用 に関する運用体制を取り決めており、当市においても県と連携 しながら代替輸送手段の確保について検討を進めることが必要 である。	海路、空路の施設を持ち合わせない当市は道路及び鉄道路線閉塞により、陸の孤島となりかねないことから、県と連携しながら、代替輸送手段の確保に取り組む必要がある。
<輸送ルートの代替性の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段 確保のため、県と情報共有を図りながら、代替輸送ルートの確 保を図っている。	災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、引き続き、県と連携した取り組みが必要がある。

鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、鉄道の運行確保や代替交通・ 輸送手段の確保を図るとともに、道路施設の防災対策や高規格幹線道路等の整備を推進する。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害発生時における人員輸送・物流の確保と、早期復旧に向けて、引き続き、平時からの情報共有をはじめ、鉄道事業者との連携を図っていく。	市	
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路 や救援物資の輸送路の確保を図るため、道路整備や危険箇所対策 等、機能強化と老朽化対策を実施する。	国県市	
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、道路 整備や危険箇所対策等、機能強化と老朽化対策を実施する。	市	
	市管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が 実施されるよう、定期的な点検診断等を実施する。	市	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	市	
	被災地への確実かつ速やかなアクセスや多様なルートを確保 するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を要望する。	国県市	
	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交 通手段が確保されるよう、県と連携し引き続き、鉄道事業者と一 層の情報共有を図っていく。	県市	
	道路、空路の施設を持ち合わせない当市は道路及び鉄道路線閉塞により、陸の孤島となりかねないことから、県と連携しながら、 代替輸送手段の確保に取り組む。	県市	
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう県とより一層 の情報共有を図っていく。	市	